

令和七年九月 青森県議会第三百二十三回定例会会議録 第三号

令和七年九月二十五日（木）議事日程 第三日

午前十時三十分開議

第一、一般質問

本日の会議に付した事件

第一、一般質問（安藤晴美、伊吹信一、後藤清安、大崎光明各議員）

午前十時三十分開議

出席議員 四十八名

議長 長工 藤 慎 康

副議長 長齊 藤 爾

一番 工 藤 慎 康

三番 井 本 貴 之

五番 小笠原 大 佑

七番 大 澤 祥 宏

九番 大 平 陽 子

十一番 夏 坂 修

十三番 吉 田 ゆかり

十五番 成 田 陽 光

十七番 大 崎 光 明

十九番 和 田 寛 司

二十一番 菊 池 勲

二十三番 鶴賀谷 貴

二番 工 藤 貴 弘

四番 工 藤 悠 平

六番 夏 堀 嘉一郎

八番 北 向 由 樹

十番 斉 藤 孝 昭

十二番 後 藤 清 安

十四番 大 澤 敏 彦

十六番 福 士 直 治

十八番 木 明 和 人

二十番 小比類巻 正規

二十二番 高 畑 紀 子

二十四番 田 端 深 雪

二十五番	吉 俣 洋	二十六番	谷 川 政 人
二十七番	花 田 栄 介	二十八番	齊 藤 爾
二十九番	寺 田 達 也	三十番	蛭 沢 正 勝
三十一番	高 橋 修 一	三十二番	夏 堀 浩 一
三十三番	櫛 引 ユキ子	三十四番	今 博
三十五番	川 村 悟	三十六番	安 藤 晴 美
三十七番	山 谷 清 文	三十八番	丸 井 裕
三十九番	山 田 知	四十番	三 橋 一 三
四十一番	工 藤 兼 光	四十二番	森 内 之 保 留
四十三番	清 水 悦 郎	四十四番	阿 部 広 悦
四十五番	田 中 順 造	四十六番	田 名 部 定 男
四十七番	伊 吹 信 一	四十八番	鹿 内 博

出席事務局職員

局長 工 藤 康 成

議事課長 角 田 正 人

総括主幹 土 屋 順 司

総括主幹 中 野 弥 寿 喜

主 査 岡 崎 正 博

次 長 伊 藤 敏 文

副 参 事 鳴 海 康

総括主幹 下 村 恭 子

主 査 幹 山 口 友 一

主 査 中 畑 祥 将

地方自治法第二百一十二条による出席者

知 事 宮 下 宗 一 郎

副 知 事 小 谷 知 也

副 知 事 奥 田 忠 雄

総務部長	澤 純 市
財務部長	千 葉 雄 文
総合政策部長	後 村 文 子
こども家庭部長	若 松 伸 一
交通・地域社会部長	舩 木 久 義
環境エネルギー部長	豊 島 信 幸
健康医療福祉部長	守 川 義 信
経済産業部長	上 沢 謙 一
観光交流推進部長	齋 藤 直 樹
農林水産部長	成 田 澄 人
県土整備部長	新 屋 孝 文
危機管理局長	築 田 潮
国スポ・障スポ局長	出 崎 和 夫
会計管理者	小 坂 秀 滋
教 育 長	風 張 知 子
警察本部長	安 田 貴 司
監 査 委 員	佐々木 知 彦
	教育次長 坂 上 佳 苗
	警 務 部 長 中 村 誠
	監査委員事務局長 松 田 大

○議長（工藤慎康） おはようございます。ただいまより会議を開きます。

◎ 一 般 質 問 継 続

○議長（工藤慎康） 一般質問を継続いたします。

三十六番安藤晴美議員の登壇を許可いたします。――安藤議員。

○三十六番（安藤晴美） おはようございます。日本共産党の安藤晴美です。日本共産党を代表して一般質問を行います。

戦後八十年を迎えた終戦記念日後初の定例県議会となります。一言所

感を述べさせていただきます。

日本の侵略戦争によって、アジア・太平洋地域で二千万人以上の命が奪われ、侵略戦争の拡大と長期化によって沖縄の県民を巻き込んだ凄惨な地上戦、広島、長崎への原爆投下、各地の空襲など、日本国民の三百万人の命が奪われました。亡くなられた全ての皆様に哀悼の意を表します。

日本共産党は、日本国憲法に刻まれた再び戦争の惨禍を繰り返さないという不戦の誓いを新たにし、今進められている憲法違反の大軍拡と戦争国家づくりを止めるために全力を尽くす決意を述べ、順次質問いたします。

最初の質問は、外国人との共生に向けた取組についてです。

このたび行われた参議院選挙で外国人差別をあおるような言動が多く見られ、そうした勢力が躍進する結果となり、かつて関東大震災のときに多くの朝鮮人が虐殺された、そんな時代を想起する恐ろしさを感じます。選挙期間中から様々な運動団体や専門家が事実を提示し、外国人との共生のために立ち上がったことは今後に向けた希望となりました。

また、選挙後間もない七月二十四日に青森県で開催された全国知事会議において、宮下知事が読み上げた全国知事会議青森宣言では、「排他主義、排外主義を否定し、多文化共生社会を目指す我々四十七人の知事がこの場に集い、対話の中で日本の未来を拓くに相応しい舞台となった」「民主政治を脅かす不確かで根拠のない情報から国民を守り、国民が正しい情報に基づいて政治に参画できるシステムの構築を求めている」と鮮明に宣言されました。このことは全国から感動を持って受け止められています。

本県における在留外国人は、令和五年六月現在、七千六百六十四人に達し、そのうち、技能実習生は過去最高を更新し、二千六百三十人となるなど、貴重な人材として活躍し、県を支えています。青森県における多文化共生の施策の推進の充実が求められます。

そこで、本県における多文化共生の推進に、県はどのように取り組んでいるのかお伺いいたします。

次は、農作物の鳥獣被害の現状と対策についてです。

最初に、九月十三日夜からと二十日夜からの強風により、リンゴ落果被害に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げます。

九月十三日に挙行された青森りんご植栽百五十周年記念式典では、戦後荒れ果てたリンゴ園を復活させ、一九六八年の山川市場、一九九一年台風第十九号による収穫前のリンゴの大量落果など、幾多の困難を乗り越え、現在三十七万四千四百トンのリンゴ生産がなされるまでに発展されてきた青森リンゴの歩みが語られました。知事が当日発表された青森りんご総合戦略の青森りんご新時代が発表されました。今後のリンゴ産業の発展を期待します。

さて、現在発生しているリンゴをはじめとした農作物への鳥獣被害が深刻さを増していることに大きな危機感を感じます。中でも、熊がリンゴ園地に頻繁に出没し、弘前市や藤崎町、むつ市のリンゴ園地で熊に襲われる事件が発生し、最中労働力が要るときに怖くて園地に行きたくないという声上がるなど、作業に影響が出ています。

そこで、一点目として、近年のツキノワグマによる農作物被害の状況について。

二点目として、ツキノワグマによる農作物被害の防止に向けた県の取組についてお伺いいたします。

次に、稲作の生産対策についてです。

価格高騰と米不足は、歴代自民党政府の失政の結果だと言わざるを得ません。米の消費が減ることを前提にして農家に減反、減産を押しつけ、米の生産基盤を弱体化させ、民主党政権が導入した所得補償を二〇一八年には全廃し、米農家から千五百億円以上もの所得を奪いました。

一方で、米の価格や流通に政府が関与しないという市場任せ政策によって米の安売り競争が激化し、生産者米価は六十キロ二万円を超えてい

たものが一万円前後まで落ち込み、米作って飯食えねえという悲痛な声が上がりました。この下で米農家は二〇〇〇年以降、百七十五万戸から五十三万戸へと三分の一にまで激減し、生産基盤の崩壊という深刻な事態をもたらしました。

国内の農家には減反、減産を押しつけながら、ミニマムアクセス米は減らさず、この二十数年来、需要量の一割に当たる七十七万トンの輸入を続けてきました。こうした農政に対し、減反、減産から増産への転換、市場任せから国が責任を持つ農政への大転換を求める声に押され、とうとう政府は米高騰の原因は生産不足にあることを認め、米増産に方向転換しました。

しかし、政府が米の生産基盤を弱体化させたために、増産の掛け声だけでは米不足への不安を解消することはできません。備蓄米もかつては二百万トンだったものを九十一万トンまで減らしました。元の二百万トン以上に増やすことが必要です。生産者に再生産可能な所得、価格を保証し、消費者には納得できる手頃な価格で提供する。これを国の責任で行うことを求めつつ、県においては、米農家に寄り添い、生産拡大が安心して図られるようにすることを求め、質問いたします。

一点目として、令和七年産における水稻の作付状況について。

二点目として、主食用米の生産拡大における課題と、その解決に向けた県の取組についてお伺いいたします。

次の質問は、医療機関の経営強化についてです。

日本の医療機関は、今、かつてない経営危機に直面しています。二〇二四年の医療機関倒産は六十四件、休廃業、解散は七百二十二件と、いずれも過去最多を記録しています。

日本病院会、全国自治体病院協議会など六病院団体は、全国の六九％の病院が赤字という深刻な状況にあり、地域医療は崩壊寸前と訴え、診療報酬の抜本的な改善と社会保障抑制政策の見直しを強く求めています。

先般、津軽圏域の医療の一端を支える健生病院の経営状況を日本共産党県議団で調査させていただきました。実態の深刻さを改めて強く感じました。医療行為に必要な単価が急激に上がり、マスクなど個人防護具費用はコロナ前の二倍の二千三百万円に、給食材料費は二〇一八年度との比較で二億円増加、清掃や医療事務の委託料は最低賃金対応で急激に伸び、職員人件費は五億円増加、医療を行うための材料や衣料品や設備など、仕入れにかかる消費税は年間三億円を超える、老朽化のため、新築移転した際の百億円の借入れに対し、毎月三千三百万円の返済、こうした厳しい状況下、医師、医療スタッフの懸命の努力でコロナ前の二〇一八年と比較すれば収益を五億円増収したが、費用が七億円伸びており、病床利用率九五%であつても利益率はマイナスという実態にあることが分かりました。

そこで、赤字経営から地域医療を守る必要があると考えるが、医療機関の赤字経営強化に向けた県の取組内容について伺いたいします。

次に、医師不足対策についてです。

政府は、二〇二四年に医師偏在対策に関する総合的な対策を打ち出し、医師の配置を重視する政策に転換していますが、現場では依然として深刻な医師不足に直面し、医師少数県とされる青森県は、医師の絶対数不足や地域間格差が顕著であり、地域医療崩壊の危機に直面しています。

青森県知事をはじめとした十二の県知事連名による地域医療を担う医師の確保を目指す知事の会が昨年八月二日、国に対して、医師不足や地域間偏在の根本的な解消に向けた実効性のある施策の実施を求める提言を行ったことは、医師不足の深刻さを示すとともに、適切な提言だったと考えます。

そこで、一点目として、医師不足解消に向けた県の取組について伺いたいします。

青森県は、将来、地域医療に従事しようとすることを条件とする弘前

大学医師修学資金貸与枠と連動した地域枠を令和六年度に六十二まで広げる措置を取りました。このことによつて、弘前大学で医学を専攻し、修学資金の支援を受けた学生が卒業後、弘前大学医学部附属病院または青森県内の自治体医療機関に医師として原則九年間県内で勤務し、うち四年間は医師が不足している地域で勤務することで返還を免除されることから、これらの医療機関への医師確保に寄与されますが、一方、八戸赤十字病院や青森労災病院、健生病院が臨床研修病院であるにもかかわらず、大きく広がった地域枠の医師確保の恩恵を受けることができません。

そこで、二点目として、弘前大学医師修学資金の指定医療機関を全ての臨床研修病院に拡大すべきと考えるが、県の考えについて伺いたいします。

次の質問は、周産期医療の確保についてです。

八月に新聞で報じられた「十和田市、分娩施設ゼロに」に大きな衝撃を覚えました。既に市として分娩施設ゼロの黒石市、平川市、つがる市に続く残念な結果です。

NHKの調査によれば、全国千七百余りある市町村のうち、出産施設が一つもない自治体は千四十一市町村と全体の六割近くに上っています。また、日本産婦人科医学会の調査によれば、出産施設は約二十年前と比べて千件余り減少、これまで比較的低リスクの低い妊婦のお産を担っていた病院やクリニックが、医師の高齢化や少子化による減収で経営を維持できなくなっているのです。日本産婦人科医学会前田津紀夫副会長は、このまま空白市町村が広がれば、日本のお産の安全性が揺らぎかねないと警告しています。

青森県こども計画で示す本県で生まれ育つ子供たちが増えていく環境をつくり出し、人口減少の流れを変えていく、そのためにも対応が急がれます。

そこで、一点目として、本県における平成二十六年からの出生数と分

娩取扱施設数の推移について。

二点目として、周産期医療の確保に向けた県の取組についてお伺いいたします。

次の質問は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく取組についてです。

青森県は、二〇二四年四月一日施行された困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく県の基本計画を策定しました。その中で、本県はじめ、全国七県だけが未設置となっている女性自立支援施設について、ニーズ等の現状を踏まえた上で、在り方を検討とされました。

しかし、二〇二四年二月第三百十七回定例会における私の質問に対し、現時点では独自に婦人保護施設を設置する必要はないものと考えたとの答弁でした。

同年十一月の第三百二十回定例会で、私は、女性の困難さを示す一端を浮き彫りにするための質問をし、不同意性交等の認知件数は、令和六年一月から十月末までの十か月間で六十件、不同意わいせつ七十三件、にんしんSOS青森の相談受付は、令和五年九月から令和六年三月までの六か月間で延べ百九件、あおり性暴力被害者支援センターに寄せられた相談件数は、二〇二三年度は七百八十四件等の実態が示されました。現状は相談に結びついていない事例が数多く潜んでいると見るべきです。

計画の中に、心の深い傷の回復には長い時間が必要です、丁寧に回復に努めますと書かれています。一時保護所の活用では不十分なのです。

二〇二五年度の予算に女性自立支援施設に関する調査検討事業が盛り込まれました。大きな一歩となることを期待し、一点目、女性自立支援施設に関する調査検討事業の事業内容についてお伺いいたします。

また、困難を抱えた女性が自らSOSを出し、心と体を癒やし、新たな一歩を踏み出せる環境をつくることや、自分の周りに困難な女性がいたら手を差し伸べられる環境をつくる必要があると考えます。

そこで、二点目として、困難な女性等に関する県民への理解の普及と予防啓発に向けた県の取組についてお伺いいたします。

次の質問は、加齢性難聴者の補聴器購入費に対する助成についてです。

先日、テレビで「認知症を防ぐには」がテーマの番組を見ていましたら、認知症のエキスパートと紹介された岐阜大学脳神経内科下畑享良教授が、加齢性難聴により人とのコミュニケーションが取れずに脳の刺激が少なくなり、認知症を引き起こす要因となるが、適切に補聴器を使うことで一七％予防できることが研究で明らかになっていると述べられておりました。青森県の高齢者が健康長寿で生き生きと暮らせるための支援は惜しむべきではありません。

そこで、一点目として、都道府県及び県内市町村における加齢性難聴の補聴器購入費に対する助成制度の導入状況について。

二点目として、加齢性難聴者に対する補聴器購入費の助成制度の導入について、県としての見解をお伺いいたします。

次の質問は、障がい者差別の解消についてです。

今年、日本政府が二〇一四年一月に国連障害者権利条約を批准してから十年です。二〇一六年施行、二〇二二年改正の障害者差別解消法は、行政機関等及び事業者に対して、障がいのある人への障がいを理由とした不当な差別的取扱いを禁止し、障がいのある人から申出があった場合に、合理的配慮の提供を通じて共生社会の実現を目指しています。来年開催される障スポでは、県民一丸となってこの立場が実践されるようにしなければなりません。そのためには障がい者差別解消の規定がある条例を制定すべきと考えます。

そこで、障がい者差別の解消に係る条例の制定についてお伺いいたします。

次の質問は、県立特別支援学校高等部生徒の通学方法についてです。日本共産党県議団主催で障がい児関係者のお話を聞く会を開催し、三

人の親御さんから、これまで障がい児を育てる中で感じたことや困ったことなど、率直な御意見を聞かせていただきました。グレーゾーンの子にとつてどの選択が最善なのか悩んだ経験から、気軽に相談できる場所が必要、特別支援学校でてんかん発作が起きるたびに呼ばれ、仕事ができずにやむなく高等部進学を諦めた経験から、もつと寄り添ってほしいかった、作業所に通っているが、歯科治療ができず、流動食しか取れなくなっているなど、様々な困難さや要望が出されました。

中でも、高等部になるとスクールバスが利用できず、保護者の負担が大きく、仕事に就くことができない事例があり、自力で通学できない生徒にはスクールバスを利用してほしいという切実な声は以前にも取り上げさせていただきましたが、再度質問いたします。

県立特別支援学校高等部において、自力で通学することができない生徒の通学方法について伺いいたします。

次の質問は、青森県立高等学校魅力づくり推進計画基本方針(案)についてです。

高等教育の目的は、教育基本法第一条に定められた人格の完成と平和で民主的な国家、社会の形成者としての国民を育成することです。教育は子供の権利であり、教育の機会は平等に保障されるべきです。そして、主権者として育っていく子供たちが、この国や青森県の未来をつくり出す。こうした憲法に根差した高等教育が保障される計画になることを願ひ、四点質問いたします。

一点目として、青森県立高等学校魅力づくり推進計画策定の目的について。

二点目として、少人数学級編制の実施校の拡充の考え方について。

三点目として、特別な教育的支援を必要とする生徒等への指導や支援の充実の考え方について。

四点目として、地域共育校の配置の基準の考え方について伺いいたします。

次の質問は、小学校に配布した防衛白書についてです。

全日本教職員組合の調査によれば、防衛省は、今年初めて子供版防衛白書を青森、岩手、山形、福島、長崎など、八県の小学校に配布しました。今回配布した子供版には、ウクライナがロシアに攻め込まれた理由は防衛力が足りなかったとし、戦争が起きないようにするためには抑止力が大切ですと明記し、中国、ロシア、北朝鮮の軍事活動に触れ、日本が位置する地域は安全とは言えませんが脅威をおおっています。軍事的な緊張を高めている在日米軍は、地域の国々に大きな安心をもたらす存在と賛美し、自衛隊の戦車や戦闘機などを紹介し、自衛官募集のホームページも掲載されています。抑止力や敵基地攻撃を積極的に肯定することは、憲法第九条の武力による威嚇と武力行使の放棄をうたった平和主義の理念に大きく反しています。

そこで、一点目として、小学校への配布状況と配布に至った経緯について。

二点目として、小学校へ配布された防衛白書は回収すべきと考えるが、県教育委員会の考え方について伺いいたします。

次の質問は、原子力・核燃料サイクル政策について五点質問いたします。

一点目は、原子力災害対策指針の改正について。

原子力規制委員会は、原発事故の際の屋内退避に関して、検討チームの報告を反映した原子力災害対策指針の改正案を了承しました。しかし、同改正案は、避難計画などの実行性が特に懸念されている原発事故と自然災害が同時発生する複合災害についての具体化はありません。

昨年一月に発生した石川県の能登半島地震では、断水や家屋の倒壊、避難路の寸断、さらに、一部の放射性施設が損傷し、利用できない事態となり、同時に立地する志賀原発で事故が起きていれば、多くの住民が屋内避難も屋外避難も困難でした。地震、津波などが多い日本では、原子力災害は自然災害を起因とする確率が高いとされています。複合災害

の想定は不可欠です。

そこで、原子力規制委員会で決定された原子力災害対策指針の改正案について、複合災害時の対応についての記述が不十分と考えるが、県の見解について伺いたいします。

二点目は、県内原子力施設における使用済燃料等の貯蔵量について。ウクライナのザポリージャ原発が攻撃を受けたことに見られるように、戦争が勃発した場合、原子力施設が標的になる可能性は十分に考えられます。また、再処理後のプルトニウムの核兵器への転用について、かつて民主党政権下で将来原発ゼロの政策を打ち出した折、当時自民党政調会長だった石破氏は、日本は核を持つべきだとは思わないが、日本は作ろうと思えば一年以内に作れる、それは一つの抑止力だと語っています。青森県にある核物質の実像をしっかりとつかむ必要があると考えます。

そこで、県内原子力施設に貯蔵されている使用済燃料、ガラス固化体、プルトニウムの量について伺いたいします。

三点目は、県内原子力施設から環境への影響について。

最新のモニタリングふうしんあおもりによれば、原子燃料サイクル施設、東通原子力発電所、リサイクル燃料備蓄センターともに、これまでと同じ水準、影響は認められなかったという結果が示されています。

しかし、再処理工場であつて行われたアクティブ試験時の影響はどうだったのか、本格稼働後、影響はどうなるのか、福島第一原発事故のときのように、いざというときに情報の収集と伝達に遅れは生じないかなど、不安は尽きません。

そこで、県が実施している環境放射線モニタリングの調査結果において、これまでの施設からの影響が確認されたことがあるのかお伺いいたします。

四点目、リサイクル燃料備蓄センターへの使用済燃料搬入計画について。

東京電力は、七月七日、将来的に再処理を行う場合、原発事故で発生した使用済核燃料をどのように処理するのか明確になっていないにもかかわらず、福島第一原発五・六号機と福島第二原発の一から四号機で保管していた使用済核燃料をむつ市の中間貯蔵施設へ搬入する方針を示しました。

そこで、東京電力福島第一原子力発電所事故当時、福島第二原子力発電所、福島第一原子力発電所五・六号機及び同発電所共用プールに貯蔵されていた使用済核燃料のリサイクル燃料備蓄センターへの搬入について、県の見解をお伺いいたします。

五点目、大間原子力発電所の最大基準地震動について。

電源開発株式会社は、二〇〇八年の大間原発建設当初は基準地震動を四百五十ガルとしていましたが、二〇一四年十二月の新規制基準審査申請時に六百五十ガルに引き上げ、今回、原子力規制委員会の指摘でさらに九百五十ガルに引き上げました。

かつての地震の影響を見えますと、二〇一一年東北地方太平洋沖地震時は、最大震度七で基準地震動二千九百三十三ガル、二〇〇八年岩手・宮城内陸地震は、最大震度六強で基準地震動が四千二百二十ガルでした。これらを見ても、今回九百五十ガルに引き上げたからといって、決して安全ではないことが明らかです。

そこで、原子力規制委員会が、大間原子力発電所の最大基準地震動九百五十七ガルをおおむね妥当な検討がなされたと評価したことについて、県の見解をお伺いいたします。

以上で、壇上からの一般質問を終わります。

○議長（工藤慎康） 知事。

○知事（宮下宗一郎） おはようございます。安藤議員にお答えいたします。

私からは、まず、主食用米の生産拡大における課題と、その解決に向けた県の取組についてお答えいたします。

主食用米の生産拡大を図るためには、担い手の高齢化等に伴う労働力不足への対応と、再生産可能で安定した米価の確保が課題と捉えております。

このため、県では、労働力不足への対応として、育苗が不要となる直播栽培やスマート農業技術など、省力化に大きく貢献する技術を普及してきたほか、生産者に代わって団体等が施肥や防除作業などを行う農業支援サービスの取組について、国の事業を活用し、支援しております。

さらに、過剰な作付は価格の下落を招くことから、関係機関、団体と連携しながら、新たな販路の開拓を推進するとともに、実需者の意向をしつかりと捉えた需要に応じた増産により、意欲ある生産者が希望を持つて稲作経営を続けられるような米価の確保に努めてまいります。

続きまして、医療機関の経営強化に向けた県の取組についてお答えいたします。

さきに本県で開催された全国知事会議において、臨時的な診療報酬制度の改定や医療機関に対する緊急的な財政支援を行っていたかどうかを提言し、全国知事会を通じて国に要請いたしました。

また、県では、国の令和六年度補正予算を活用し、医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関や、ＩＣＴ機器の導入などの業務の効率化や賃上げにより、業務の生産性向上に取り組む医療機関に対して、順次、給付金を支給しております。

このほか、医療・福祉施設等において、食材料費及び光熱費の高騰により公定価格を上回る負担が生じていることを踏まえ、支援金を給付することとし、本定例会に所要の予算を計上しております。

続きまして、障がい者差別の解消に係る条例の制定についてお答えいたします。

障害者差別解消法の施行により、昨年四月から行政機関だけでなく、事業者にも障がい者に対する不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供が義務づけられるなど、社会全体で障がい者差別の解消が図られ

ることとなりました。

一方で、私が実施している「＃あおばな」の参加者からは、依然として障がい者や障がいに対する理解が十分に進んでいるとはいえないといった意見を多数いただいております。

こうした中、来年度、全国から様々な障がいを持つ方々が本県に集い、青の煌めきあおもり障スポが開催されることで、障スポを通じた障がい者との交流が期待されているところであります。

私としては、こうした状況を契機に、県民の皆様が障がいや障がい者に対する理解を一層深められるよう、今後の障害福祉政策の方向性を明確にした条例の制定について検討を進めていきたいと考えております。続きまして、原子力規制委員会で決定された原子力災害対策指針の改正案における複合災害時の対応に関する記述についてお答えいたします。

今般の原子力災害対策指針の改正においては、主に屋内退避に係る運用が見直されましたが、これに際し、原子力規制庁からは、複合災害時に屋内退避を効果的に運用するためには、自然災害への備えと連携した対応が重要であり、関係省庁とのさらなる連携強化を進めていくこと、複合災害時に自宅で屋内退避ができない場合の考え方については、追って作成する関連資料に記載する予定であることなどの考え方が示されております。

私としては、住民に対する放射線被曝防護措置が適切に実施されるよう、国の動向を注視しつつ、必要に応じ実態に即した実効性ある対応を求めていきたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（工藤慎康） こども家庭部長。

○こども家庭部長（若松伸一） 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく取組のうち、まず、女性自立支援施設に関する調査検討事業の事業内容についてお答えいたします。

本事業は、関係機関、団体等の関係者及び学識経験者で構成する検討会議を設置して、本県の実情に合わせた女性自立支援施設の在り方について検討を行うものであり、併せて、女性支援に関するニーズ調査及び女性自立支援施設の先進地調査を行うものです。

具体的には、市町村の支援窓口を対象に、困難な問題を抱える女性への相談体制、相談実績、支援に係る課題等について、アンケート形式により調査を実施いたしました。

また、先進地調査としては、秋田県と山形県の女性自立支援施設を訪問し、施設の運営方法、運営に関する課題、入所状況や入所者の自立支援に向けた取組等について調査を行ったところであり、今後、これらの調査結果を踏まえて、検討会議で方向性を取りまとめることとしております。

次に、県民への理解の普及と予防啓発に向けた取組についてです。

県では、DV被害者を含む困難な問題を抱える女性等に関する理解を促進するため、DV防止啓発リーフレット等を作成し、関係機関を通じて配布するとともに、自己がかけがえのない個人であることについての意識を涵養するため、中高生を対象としたワークショップを開催するなど、関係機関と連携して啓発活動を行っております。

また、困難な問題を抱える女性が相談できる窓口について、あおもり女性相談窓口案内サイトや、カード型啓発物等の配布により周知しております。

県では、困難な問題を抱える女性等に関する理解を促進するとともに、相談窓口や活用できる施策の周知、広報等に引き続きしっかりと取り組んでいきます。

○議長（工藤慎康） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 原子力・核燃料サイクル政策について二点お答えいたします。

一つ目は、福島第二原発、第一原発五・六号機及び同発電所共用プー

ルに貯蔵されていた使用済燃料のリサイクル燃料備蓄センターへの搬入についてでございます。

去る七月七日、リサイクル燃料備蓄センターに係る使用済燃料搬入・搬出計画の検討状況の報告におきまして、東京電力ホールディングス株式会社から、東京電力福島第一原発事故当時、福島第二及び福島第一の五・六号機と共用プールに貯蔵していた使用済燃料について、事故後の点検や技術評価を踏まえ、中間貯蔵及び再処理は可能である旨の説明がございました。

福島第一原発五・六号機を含め、使用済燃料の搬入につきましては、法令に基づいて事業者が発送前検査を実施し、原子力規制委員会の確認を受けることが前提であるとともに、事業者が県民の理解を得る努力をすることが必要であると考えております。

二つ目は、大間原子力発電所の基準地震動についてでございます。

大間原発につきましては、去る五月十六日に開催された原子力規制委員会の審査会合において、基準地震動についておおむね妥当な検討がなされたものと評価され、この後もプラント施設の審査や、設計及び工事の計画の認可申請に係る審査等が予定されていることから、県といたしましては、引き続き、事業者の対応を注視してまいります。

○議長（工藤慎康） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 御質問六点についてお答えいたします。

まず、医師不足解消に向けた県の取組内容についてお答えいたします。

県では、将来、県内の医療機関で勤務する医師を増やすため、弘前大学と連携した全国最大規模の地域枠を設定するとともに、弘前大学医師修学資金の貸与枠を令和六年度に三十四名から六十二名へと大幅に拡充いたしました。

また、若手医師の育成、定着に向け、臨床研修の質を高めることを目

的とした臨床研修医ワークショップの開催などに取り組んでいます。

さらに、去る九月九日に青森県地域医療維持確保に向けた医師派遣・配置調整会議を開催し、県、弘前大学、県立中央病院の三者で効果的な医師の派遣方針等について意見交換を行ったほか、県内若手医師等へのアンケート結果を基に、県内医療機関でキャリア形成できるよう、支援の方向性を確認したところです。

次に、弘前大学医師修学資金の指定医療機関を全ての臨床研修病院に拡大すべきと考えるが、県の考えについてお答えいたします。

本修学資金については、青森県自治体病院開設者協議会の事務局等を担う青森県国民健康保険団体連合会が、県内自治体医療機関の慢性的な医師不足を解消するため、県内自治体医療機関等で働きたいという意思を持つ医学生を対象として貸付けしているものであり、その原資は県及び市町村が負担しています。

このため、一定期間従事した場合に返還を免除する指定医療機関については、県及び市町村が開設する医療機関や国立弘前病院と弘前市立病院が統合した弘前総合医療センター及びこれらの医療機関に医師を派遣する弘前大学医学部附属病院を設定しています。

次に、本県における平成二十六年からの出生数と分娩取扱施設数の推移についてお答えいたします。

人口動態統計によると、本県の出生数は、平成二十六年は八千八百五十三人、令和六年は五千九十九人となっています。

また、県内の分娩取扱施設数は、平成二十六年四月一日時点で三十一施設、令和七年八月一日時点では二十一施設となっています。

出生数及び分娩取扱施設数とも減少傾向にあり、近年、出産を取り巻く環境は変化しているものと認識しています。

次に、周産期医療の確保に向けた県の取組についてお答えいたします。

県では、周産期専門医の育成等に係る寄附講座を弘前大学に設置して

いるほか、上十三地域を含む県南地域における周産期専門医の人材育成や産科医療ネットワーク構築の取組に対して補助を行い、周産期医療を支える産科医等の育成と定着を進めています。

また、令和七年度からは国の補助金を活用し、産科を含む診療所の承継、開業に対して支援しています。

このほか、市町村が周産期母子医療センターへ遠方から通院する必要があるハイリスク妊産婦に交通費等を助成する事業への支援を行っています。

次に、都道府県及び県内市町村における加齢性難聴者の補聴器購入費に対する助成制度の導入状況についてお答えいたします。

加齢性難聴者の補聴器購入費に対する助成制度を導入している都道府県は、今年五月に岐阜県が行った調査によると、東京都と山梨県の二都県となっています。

また、県内市町村においては、令和七年七月現在、二十市町村で導入されています。

最後に、加齢性難聴者に対する補聴器購入費の助成制度の導入について、県としての見解をお答えいたします。

補聴器購入費に対する助成については、障害者総合支援法に基づき、医師の診断により補聴器が必要とされた聴覚障がい者を対象に、購入費用の一定割合が公費で負担されているところです。

加齢性難聴者に対する助成は全国共通の課題であることから、加齢性難聴の補聴器利用による認知症予防に対する効果についての調査研究結果等を踏まえ、国が全国一律の公的制度の必要性を検討すべきであると考えています。

○議長（工藤慎康） 観光交流推進部長。

○観光交流推進部長（齋藤直樹） 多文化共生の県の取組についてお答えいたします。

近年、本県においても、技能実習生をはじめとする外国人住民が増加

しており、国籍や民族などが異なる人々の文化の違いを認め合い、地域社会の構成員として共に生きていく地域づくりの必要性が増していることから、県では、多文化共生の推進に取り組んでいます。

具体的には、青森県外国人相談窓口を設置し、生活上の困り事を抱える外国人住民を適切な支援につなげることや各種の情報提供を行うほか、日本語の学習機会を提供する交流型の日本語教室の開催や、外国と日本双方の文化を紹介、体験する国際交流イベントなどを実施しています。

県としては、青森県多文化共生推進プランに基づき、市町村や関係機関と連携しながら、引き続き、外国人住民の生活やコミュニケーション、社会参画などを支援する取組を進めていきます。

○議長（工藤慎康） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 御質問三点にお答えいたします。

まず、近年のツキノワグマによる農作物被害の状況についてです。

本県におけるツキノワグマによる農作物被害額は、近年、減少傾向で推移していましたが、ブナの実が大凶作となった令和五年度は、過去最多の四千六百六十一万円となった一方で、最新の調査結果としてデータのある令和六年度、昨年度の被害は減少し、六百十万円となりました。

令和六年度の被害額を作物別に見ると、リンゴなどの果樹が五百五十二万円で最も多く、全体の約九割を占めているほか、野菜が四十一万円、飼料作物が十七万円となっています。

また、地域別では、中南地域が県全体の約九割を占める五百二十万円が最も多く、次いで三八地域が七十四万円などとなっています。

今年度は、これまでの出没件数が過去最多となっていることや、ブナの実の結実予測が大凶作となっていることから、農作物被害の増加が懸念されるところです。

次に、ツキノワグマによる農作物被害の防止に向けた県の取組についてです。

被害防止対策については、現場に最も近く、状況にも詳しい市町村の取組が重要であることから、県では、国の交付金を活用して、市町村などが行う捕獲活動や電気柵の設置等を支援しているほか、アドバイザーの派遣や近隣市町村による広域的な連携の促進などに取り組んでいます。

また、今年度は、ツキノワグマの出没件数が多く、農作業中の人身事故も発生していることから、農業者をはじめ、市町村やJA等を対象に、農作物被害の防止や作業者の安全確保に係る知識、技術を習得するための研修会を開催したほか、ラジオや生産情報、ウェブサイト等を通じて注意喚起を行っているところです。

さらに、自動撮影カメラやAIなどを活用して、ツキノワグマの農地への侵入を自動で検知し、音や光で追い払うとともに、利用者にメール等で通知するシステムの現地実証を行っており、こうした取組を通じて農作物被害の防止に努めていきます。

続きまして、本県の令和七年度における水稻の作付状況についてお答えいたします。

本県における令和七年度の水稲作付面積は、国の調査によると、直近の六月末時点では前年並みとなる四万九千四百ヘクタールとなっており、用途別では、主食用米が前年比約一七％増の四万三千七百ヘクタール、非主食用米が約五〇％減の五千七百ヘクタールとなっています。

このうち、作付面積が減少している非主食用米については、飼料用米が約二〇％減の四千三百ヘクタール、ホールクroppサイレージ用稲が約一％減の八百ヘクタールとなったほか、備蓄米については、国による買入れが無期限延期となったため、前年の四千ヘクタールからゼロとなっています。

○議長（工藤慎康） 危機管理局長。

○危機管理局長（築田 潮） 原子力・核燃料サイクル政策に係る御質問二点についてお答えいたします。

初めに、使用済燃料等の貯蔵量についてお答えいたします。

県内原子力施設に貯蔵、保管されている使用済燃料、ガラス固化体、プルトニウムの量については、安全協定に基づき、各事業者から定期的に報告を受けており、令和七年七月末現在の施設ごとの状況は、日本原燃株式会社においては、再処理工場で使用済燃料を一万二千六十九体、ガラス固化体を三百四十六本、プルトニウム製品をウラン・プルトニウム混合酸化物の金属ウラン及び金属プルトニウムの合計質量として約六千六百五十八キログラム、高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターでガラス固化体を千八百三十本、東北電力株式会社においては、東通原子力発電所で使用済燃料を六百体、リサイクル燃料貯蔵株式会社においては、リサイクル燃料備蓄センターで使用済燃料を六十九体、キャスクとしては一基となっております。

次に、原子力施設からの環境への影響についてお答えいたします。

県は、県内原子力施設を対象に環境放射線等モニタリングを実施しており、その調査結果については、定期的に原子力施設環境放射線等監視評価会議で評価及び確認いただいています。

これまでの調査結果においては、空間放射線量率や試料中の放射能濃度等について、平成十八年度から平成二十年度までの間、六ヶ所再処理工場のアクティブ試験に伴い、一部の測定値に変動が認められましたが、各年度とも全体的におおむねこれまでと同じ水準と評価、確認されています。また、再処理工場以外の施設では、施設に起因する変動は認められていません。

なお、いずれの施設についても、放出された放射性物質による実効線量の試算値は、これまでの間、法令に定める線量限度を十分に下回っています。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 御質問七点についてお答えいたします。

まず、県立特別支援学校高等部において、自力で通学することができ

ない生徒の通学方法についてです。

県教育委員会では、県立特別支援学校高等部生徒の通学は、共生社会の一員として、将来の自立に向け、社会性を身につける機会の一つでもあることから、公共交通機関等を利用することが望ましいと考えています。

このうち、公共交通機関が整備されていないなどの理由により、自力で通学することができない生徒につきましては、民間の移送支援サービス、保護者の送迎などの手段で通学しており、それに係る経費の一部について、就学奨励費で支援しています。

また、義務教育段階にある児童生徒の通学手段を確保するため、スクールバスを運行していますが、地域の公共交通機関の状況等を踏まえ、一部の学校では空き座席を活用して高等部の生徒も乗車させています。

次に、青森県立高等学校魅力づくり推進計画策定の目的についてお答えいたします。

青森県立高等学校魅力づくり推進計画については、高等学校教育を取り巻く環境の変化等を踏まえ、生徒が新しい時代に求められる資質、能力を主体的に身につけられるよう、生徒の学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸長するための魅力ある高等学校づくりを推進することを目的に策定することとしています。

なお、同計画については、教育基本法の理念の実現を図るため策定された教育振興基本計画や、青森県の目指す教育を示す青森県教育施策の大綱等を踏まえ、定めるものです。

次に、少人数学級編制の実施校の拡充の考え方についてお答えいたします。

本年二月二十日に青森県立高等学校魅力づくり検討会議から提出された検討結果報告書では、少人数学級編制とすることで多様な生徒への対応の充実につながるとともに、実習や課題研究において危険を伴う作業等であっても、教員の目が行き届き、安全面において有効であるなど、

きめ細やかな指導が可能となっている、今後は、少人数学級編制の効果的な実施に向けて、実施校における効果や課題等を検証するとともに、各校の特色を踏まえた学級編制や実施校の拡充について検討する必要があると示されています。

本検討結果報告書等を踏まえ、基本方針（案）において、各校の実情に応じたきめ細やかな指導の充実が図られるよう、教育効果や教育活動への影響等を考慮しながら、少人数学級編制の実施校の拡充について検討することとしています。

次に、特別な教育的支援を必要とする生徒等への指導や支援の充実の考え方についてお答えします。

特別な教育的支援を必要とする生徒等への指導や支援については、各校の実情に応じて、特別支援学校、教育支援センターや児童相談所等の関係機関との連携、協働、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材の活用を推進するとともに、通級による指導のさらなる充実を図ることとしています。

次に、地域共育校の配置の基準の考え方についてお答えします。

地域と共にある高等学校づくりを進めるため、各実施計画期間開始時において、市町村に一校のみ配置される一学年当たり二学級以下の規模の高等学校を地域等と一体となって学校の活性化に取り組む地域共育校として配置することとしています。

また、地域共育校については、教育活動の質の向上に計画的に取り組むことができるよう、学校の活性化に向けた方策、学級減や募集停止を含む学校の在り方等について協議する地域協議会をあらかじめ設置することとしています。

次に、防衛白書の小学校への配布状況についてお答えします。

本冊子については、防衛省が直接県内小学校に配布すること等について周知の依頼があり、その後、県内の市町村立小学校と義務教育学校へ各一冊、防衛省から送付されています。

次に、小学校へ配布された防衛白書の回収に係る考えについてお答えします。

国が参考資料として作成し、直接配布したものであり、県教育委員会としては、本冊子の回収は考えておりません。

○議長（工藤慎康） 安藤議員。

○三十六番（安藤晴美） 答弁ありがとうございます。再質問いたします。

最初に、外国人との共生に向けた取組に関してですが、壇上でも申し上げましたが、全国知事会議の排他主義、排外主義を否定し、多文化共生社会を目指すという宣言を直接宣言された宮下知事の思いについて、一言伺いたいと思います。

○議長（工藤慎康） 知事。

○知事（宮下宗一郎） お答えいたします。

排他主義、排外主義というのは、必ず私は自分自身に返ってくるものだと思うっております。このことについて、例えとして、争いよりも対話により、一万年以上の長い間、平和で協調的な社会を築いた縄文時代の青森の地を表現したことは、宣言に青森らしさが表現されているものと考えております。

以上です。

○議長（工藤慎康） 安藤議員。

○三十六番（安藤晴美） ありがとうございます。今の知事の思いには同感いたします。

地元の小学校で、直近でベトナムと中国のお子さんが通学されているというお話を聞きました。こうした外国の子供さんたちが決して嫌な思いを抱くことなく、日本の子供たちと仲良く通学できるような地域社会にするためにも、多文化共生に今後とも御尽力くださることを要望いたします。

次の再質問です。医療機関の経営強化に関してですが、先ほど病床数

の適正化を行ったところには補助をするというような答弁が一つありましたが、健生病院のように病床率九五%で頑張っているところは対象にならないというのが非常に残念です。

医療現場からの声を紹介したいと思います。コロナ禍では患者を救うために自ら感染リスクを負いながら対応してきました。初期の頃は子供を保育園に連れてくるなど登園拒否など差別も受けながら頑張ってきました。それなのに金を出し過ぎたと社会保障の削減で、全国の病院が潰されそうになっています。コロナ禍でもはやされ、用済みとなれば捨てられる、そんな感覚です。医療現場で働く皆さんに共通する率直な思いではないでしょうか。

県立中央病院も昨年度決算で二十六億五千万円の赤字と公表されました。壇上でも紹介しましたが、全国自治体病院協議会も加わる六病院団体で診療報酬の抜本的改善を求めています。この声がぜひとも国に届き、診療報酬の抜本的な改定を願うわけですが、それにしても、自治体病院はどんな赤字が出ても税金で補うことができます。

しかし、民間病院はそういうわけにはいきません。弘前市を中心に、津軽圏域の四〇%の救急医療を担う健生病院がもしくなってしまうことになれば、この地域の医療は完全に崩壊します。市町村と連携し、県独自の新たな枠組みの支援を構築できないか再質問させていただきます。

○議長（工藤慎康） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 県では、地域医療構想に基づき、医療機関それぞれに求められる役割を明確にし、病床の機能分化・連携を進めることで、持続可能な医療提供体制の構築に資するものと考えており、地域医療介護総合確保基金を活用し、医療機関の各種取組を支援しているところでございます。

○議長（工藤慎康） 安藤議員。

○三十六番（安藤晴美） その支援では不十分だという中に置かれてい

るということを再認識しながら、ぜひとも市町村との連携もしながら県独自の枠組みを検討していただきたいと思います。

次に、ツキノワグマによる農作物被害の取組についての再質問です。先ほどの答弁にもありましたように、直接的な対応については各市町村が頑張っておられるわけですが、例え熊の捕獲わなの購入支援や、熊の農作物被害対策についての支援について検討すべきと思いますが、この点について質問いたします。

○議長（工藤慎康） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） わなの購入費については、市町村等が被害防止計画に基づき実施する捕獲活動に使用する場合、国の交付金の対象となっており、定額または二分の一の支援が受けられます。

また、野生鳥獣による農作物被害に対する直接的な支援はありませんが、作物の収穫量の減少等の損失を補填する農業共済や経営全体の収入の減少を補填する農業経営収入保険などがあります。

○議長（工藤慎康） 安藤議員。

○三十六番（安藤晴美） 次の再質問です。主食用米の生産拡大における課題に關してですが、これまで米の安定供給や食料自給率向上を目的に、水田を持つ農家を支援する制度として、飼料米や大豆などの作付に水田活用の直接支払交付金が払われてきましたが、米の増産に切り替わっていく中で、今後どう推移していくのか伺いいたします。

○議長（工藤慎康） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 国の水田活用の直接支払交付金については、令和八年度も継続される予定となっており、引き続き、関係機関、団体と連携しながら、活用を促進していくこととしております。

また、令和九年度からは、国が新たな水田政策に見直すこととしていますが、詳細について示されていないことから、県としましては、検討状況を注視するとともに、意欲ある生産者が将来にわたって安心して営

農に取り組むことができる制度となるよう、機会を捉えて要望してまいります。

○議長（工藤慎康） 安藤議員。

○三十六番（安藤晴美） いずれにしても、米生産者の手取りが増えていくような生産支援、そして、飼料米や大豆などの需要と供給のバランスにも目配りして対策を講じていただくよう要望いたします。

次に、原子力関係の再質問です。

貯蔵されているガラス固化体の量が示されましたが、県民にとってさらに不安に感じるのは、アクティブ試験時に発生したガラス固化されていない高レベル放射性濃縮廃液です。こちらの貯蔵量についてもお伺いしたいと思います。

○議長（工藤慎康） 危機管理局長。

○危機管理局長（築田 潮） 日本原燃株式会社によりますと、ガラス固化する前の工程にあつて、溶液の状態で保管している高レベル濃縮廃液は、令和七年三月末現在、二百二十七立方メートルとなっております。

○議長（工藤慎康） 安藤議員。

○三十六番（安藤晴美） 二〇二二年に高レベル放射性濃縮廃液の冷却するポンプが二つとも八時間にわたり停止し、冷却期間十五年の使用済燃料の高レベル放射性濃縮廃液だったので、沸騰までに二十三時間であり、沸騰を免れましたが、しかし、もし冷却期間四年のものであったら沸騰までに六時間程度となり、冷却喪失事故が起きていたところなんです。しかも、下請の作業員のミスによつて起きたとされており、管理の徹底がなされなければ大事故につながる危険のものだったということを指摘いたします。嚴重な管理を強く求めます。

次の再質問ですが、アクティブ試験で生み出されたプルトニウムは、ウランと混ぜた混合物として粉の状態で保管されているということですが、これは、MOX燃料工場は完成されていないために、やむなくこうした状態に置かれているということです。海外で再処理されてきた

MOX燃料も再処理工場に保管されているのか、そして、保管されている混合物は、核兵器に転用することは可能なのか、確認のためにお聞きいたします。

○議長（工藤慎康） 危機管理局長。

○危機管理局長（築田 潮） 六ヶ所再処理工場に現在貯蔵されておりますウラン・プルトニウム混合酸化物、いわゆるMOX粉末につきましては、全量六ヶ所再処理工場のアクティブ試験に伴い発生したものであり、海外から返還されたものは含まれておりません。

また、核兵器への転用についてでございますが、日本原燃株式会社によると、六ヶ所再処理工場における再処理の工程においては、プルトニウムは溶液の状態で抽出され、その後、ウラン溶液と混合された後、ウラン・プルトニウム混合酸化物粉末に加工し、貯蔵されることから、プルトニウムの単体粉末としては存在せず、そのまま核兵器に転用することとは困難である、さらに、国及びIAEAが査察を行い、プルトニウムが核兵器等へ転用されることがないことを確認しているとのことであります。

○議長（工藤慎康） 安藤議員。

○三十六番（安藤晴美） プルトニウムは、長崎に投下された原子爆弾に使われていたもので、呼吸器から体内に取り込まれると、肺や骨、肝臓に蓄積し、アルファ線によつて細胞を傷つけ、肺がんや骨腫瘍、肝がんを引き起こす高い発がん性があるとされています。漏れ出すような事故が起これば周辺住民の命が危ぶまれます。戦争状態になれば攻撃的になることも危惧されます。嚴重な管理を求めるものです。

次に、特別支援学校高等学校部のスクールバスについて、一点再質問いたします。

先ほどの答弁で、民間の事業者や保護者が送迎している場合に就学奨励費を出しているということでしたが、これの具体的な内容についてお伺いいたします。

○議長（工藤慎康） 時間を止めてください。

再開します。——教育長。

○教育長（風張知子） 大変失礼いたしました。所得に応じてガソリン代等の一部を支給しているものでございます。

○議長（工藤慎康） 安藤議員。

○三十六番（安藤晴美） できましたら、その詳細をもう少し聞きたかったんですが、それは後で資料提供をお願いいたします。

先ほど義務教育課程の通学のスクールバスに空きがあった場合は高等部の生徒も乗せるというような答弁でしたが、それが可能であるなら、その条件があるところは全てそうするべきだし、高等部の生徒さんでも自力で通えない子供さんについては、スクールバスに乗せられるような仕組みをぜひつくっていただきたいと思っています。あそこの学校はできて、この学校はできないという状況には決してならないように十分な対策と、保護者の実態をよくつかんでいただきたいと思っています。

それから、弘前大学の修学資金の件ですけれども、これは要望いたします。

この原資は、県や市町村の持ち出しだということは分かります。しかし、それらは税金です。市民の願いは、自治体病院のみならず、身近でお世話になっている病院の質を高めるためにも医師不足を解消してほしいというのが願いです。臨床研修病院も返済免除対象となるよう、改めて求めたいと思います。

では、もう時間がないので、これで終わります。ありがとうございます。

○議長（工藤慎康） 午さんのため、暫時休憩いたします。
午前十一時四十七分休憩

午後一時再開

○副議長（齊藤 爾） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

四十七番伊吹信一議員の登壇を許可いたします。——伊吹議員。

○四十七番（伊吹信一） 公明党の伊吹信一です。第三百二十三回定例会に当たり、公明党を代表し、一般質問をさせていただきます。

記録的な猛暑の夏がようやく落ち着きを見せて、秋の気配を感じるようになりました。五月十五日に三戸町で今年初めて三十度を超える真夏日を観測したのを皮切りに、七月十七日には青森市でも観測史上最高の三十六度を観測、七月二十九日には三戸町で青森県内の最高気温となる三十七度を観測しています。熱中症警戒アラートが連日のように発出され、この夏は観測史上最も長く暑い夏になりました。

水不足による干ばつ被害や豪雨災害、台風並みの暴風によるリンゴ落果被害、ホタテガイへい死のほか、エアコンの連続使用による電気料金の家計や事業所の経営圧迫等、気候変動は本県産業や県民生活に多大な影響を与えました。

気象庁は本年三月、「日本の気候変動二〇二五 大気と陸・海洋に関する観測・予測評価報告書」を公表しました。ポイントを以下に挙げてみます。

一、温室効果ガスの大気中濃度は増加を続けている、二、平均気温の上昇とともに極端な高温の頻度、強度の増加が今後も予測される、三、極端な大雨の発生頻度が増加し、今後も雨の降り方が極端になる傾向が続くと予測される、四、将来予測として、降雪・積雪量は減少すると予測される、五、日本付近の台風は強まると予測される、六、日本近海の平均海面水温は、世界平均の二倍を超える割合で上昇し、今後も上昇し続けると予測される、七、日本沿岸の平均海面水位は、一九八〇年代以降上昇傾向が現れ、今後も上昇すると予測される、八、オホーツク海の水水域面積は今後も減少すると予測される、九、高潮のリスクは増大すると予測される、十、海洋酸性化が進行し、今後も進行すると予測される。

水災害への対策と気候変動、大気循環、海洋循環に関するコラムも掲載されております。日本列島で発生している気象災害を裏づけるものばかりで、気候変動による災害リスクの増大に警鐘を鳴らす内容です。東北地方のこれからの気候の変化（将来予測）とともに、青森県の気候変動のPDF版リーフレットも公表されています。

二〇一八年に施行された国の気候変動適応法第十三条に定める地域気候変動適応センターの役割を担う青森県気候変動適応推進ネットワーク会議を令和四年六月一日付で県は設置しています。弘前大学、青森地方気象台、青森県産業技術センター農林総合研究所、青森県産業技術センター水産総合研究所と県環境政策課が構成機関となっています。本県で発生している豪雨や豪雪による人家被害や農業被害、陸奥湾の高水温によるホタテガイへい死等の対策を検討する上でも、この青森県気候変動適応推進ネットワーク会議の知見を十分活用すべきと考えます。各業界が直面する課題解決に向けた諸団体の意識啓発と対策検討にも積極的に連携すべきと考えます。

こうした本年の気候変動状況を踏まえて、以下質問をしてみたいと思います。

まず一つ目に、青森空港の国際線強化と利便性向上について触れてみたいと思います。

本年、青森空港国内定期便就航六十周年、国際定期便就航から三十周年の佳節を迎えました。新空港供用開始から三十八年となります。三千メートル滑走路とCATⅢbの供用、ボーディングブリッジ増設、ナイトステイなどにより、大型機が通年で離着陸可能な国際空港として、国際定期便の増便受入れに対応してきました。

青森空港国際線は、コロナ禍の全便運休からソウル便と台北便が週三便ずつの計六便まで回復していますが、専門人材の確保に努め、国際線のさらなる増便や新規就航の受入れ体制を強化する必要があります。

国際線受入れ体制強化とともに、空港利用者の利便性向上や空港で働

く関係者の職場環境の改善も必要です。国際線定期・チャーター便の増加を受けた平成四年の国際線対応施設への空港ターミナルビル増改築から三十三年、平成七年、平成十七年にも国際線を増改築し、令和元年の空港ターミナルビルリニューアルから六年が経過しました。計四度の大規模改修を行ってきましたが、狭隘化と駐車スペースの確保が依然課題です。国際線のチェックインカウンターでは混雑が生じ、空港関係者の事務所や休憩スペースも不足しているとの声を聞いています。

また、青森空港利用者の四割がレンタカーを利用していることが調査で明らかになっています。レンタカー協会加盟各社もセルフチェックイン機を導入し、レンタカー業務の自動化の普及に努めるなど利便性の向上に取り組んでいます。車両の駐車スペースの確保は限界にあり、スタッフの勤務スペースにも配慮が必要です。

昨年末からの九連休期間は、先ほど述べた気候変動の影響もあり、大変な大雪に見舞われ、千五百台収容の駐車場で満車状態が続いたことが大きく報道されました。降雪時期に駐車スペースが減少する青森空港の弱点を克服するためにも、雨や雪に影響されない立体駐車場の増設を検討すべきです。

私も一度、日帰りでしたが、東京に行って戻ってきたら、車がどこにあるのか分からないぐらいの状況になったことがあります。先ほど申し上げたとおり、今後、雪は少なくなるだろうとは長期的には予測されるものの、毎年大雪に見舞われる、特に山の中腹にある青森空港の特性を考えると、立体駐車場というものは必要なのではないかと考えます。

その際、自家用車の駐車スペース拡充と併せ、立体駐車場内にレンタカー駐車スペースを設定し、空港利用者の四割を占めるレンタカー利用者の利便性向上を図ることも検討いただきたいと思います。

平成二十四年度に青森空港活性化ビジョンを策定しておりますが、空港利用者や勤務する関係者にとって快適な空港利用の観点から、空港ビルも含めた空港全体の計画的な施設整備と運用を通じた利用環境の改

善に一層取り組むべきと考えます。

そこで、四点について伺います。

一つとして、青森空港国際線の受入れ体制の充実、強化に向けた課題と取組状況について伺います。

二として、青森空港国際線の増便や新規就航に向けて、県はどのように取り組んでいるのか伺います。

三として、青森空港の利便性向上に向け、計画的な施設整備、運用について取り組む必要があると考えますが、県の考えを伺います。

四として、青森空港の立体駐車場の増設が必要と考えますが、県の考えを伺います。

続いて、特定利用空港・港湾の指定に伴う機能強化について伺います。

青森空港、青森港が指定された特定利用空港、特定利用港湾の具体的な利用ルールの詳細がまだ明らかにされておりません。青森空港の特定利用空港利用に向けた国との協議がこれから始まるに当たり、民間航空機運航に支障が出ないよう配慮されるべきで、昨年三月に改定された青森空港業務継続計画（ＢＣＰ）を踏まえた利用ルールを整理すべきです。

また、国との特定利用空港協議を踏まえ、青森空港の機能強化に向けた整備が必要と考えます。国内外の大型クルーズ船が寄港する国際港湾として発展する青森港についても、同様の利用ルールの明確化と機能強化が図られるべきと考えます。

そこで、特定利用空港・港湾の指定に伴い、青森空港と青森港の機能強化について、どのような整備を行っていくのか伺います。

本県における半島防災の推進について伺います。

国は、本年三月、半島振興法を改正し、七月には半島防災の推進を柱とする半島振興基本方針を策定しました。改正半島振興法では、本県を含む二十二道府県百九十四市町村に対し、半島振興計画の策定を通じ、道路や水道などインフラの強化や、災害応急対策の推進など、実効性のある施策の推進に努めるよう求めています。

このため、県は、この半島振興基本方針に基づいて、半島地域の防災力強化に向けた半島振興計画の見直し作業を進めることとなります。当該市町村と十分意思疎通を図り、実効性のある計画策定となるようお願いします。

そこで伺います。

津軽及び下北地域の新たな半島振興計画の策定に当たっての県の考えについて伺います。

津軽、下北両半島地域が見舞われた被災履歴も踏まえ、両半島部における道路機能強化を着実に進める必要があります。津軽半島小国峠区間のバイパス化、下北半島縦貫道路全区間整備と風間浦村バイパス整備に向け、着手しております。

そこで、これまでの被災履歴も踏まえ、両半島部における道路機能強化をどのように進めていくのか伺います。

また、半島防災においては、被災地に速やかに備蓄物資を届けることができる体制を構築することが重要と考えますが、県の備蓄物資の保管の考え方と取組を伺います。

この際、二点について述べておきたいと思います。

初めに、指定避難所の環境整備です。

自家発電装置や蓄電池、冷暖房機器の整備、避難生活を強いられる中、飲料水と排せつの環境の確保も重要です。これまでの大規模地震発生時には上下水道管が破断し、水道やトイレが使用できなくなる被害が発生していることから、平時から市町村と協議、検討し、指定避難所への合併処理浄化槽の整備を進めていただきたいと思います。

もう一点は、備蓄食を含む防災備蓄品の見直しです。

災害弱者に寄り添う備蓄食に見直すべきと考えます。飲料水確保が困難な避難生活において、乾パンに代表される子供や高齢者が喉を詰まらせた東日本大震災の教訓から、ＪＡＸＡと技術提携し開発され、宇宙食としても採用されているゼリータイプの備蓄食があります。水が不要

で、子供や高齢者が喉を詰まらせることなく必要カロリーを摂取でき、胃ろうや嚥下障がいのある方でも摂取可能だという点は、備蓄食の概念を大きく変えたと思います。六年間の長期保存が可能です。

この防災備蓄ゼリーは、九月三日から東京ビッグサイトで開かれた第七回防災グッズ大賞二〇二五で大賞を受賞し、九月十三日から青森市のカクヒログループスーパーアリーナで開催された青森みんなの防災フェア二〇二五でも話題となりました。水やお湯を使わない、長期保存可能ですぐ食べられる備蓄食はほかにもありますので、過酷な避難生活に寄り添う備蓄食を含む防災備蓄品への見直しを進めるようお願いいたします。

持続可能な除排雪体制の構築について伺います。

長い猛暑の夏から秋が駆け抜けていくと、間もなく本格的な冬が訪れます。昨年末からの記録的な大雪を考えると、この冬の降雪量が大変気になるところです。

県は、安全で快適な雪国の暮らしの充実に向け、DX導入に着手し、本年六月には青森ゆきみちDX推進会議を開催しています。持続可能な除排雪体制の構築を進めていく上で、除排雪予定情報や交通事故発生情報等の道路情報の県民への共有の必要を度々取り上げてまいりました。降雪時期の交通事故による渋滞は、連鎖的な重大事故につながりかねません。県土整備部におかれては、県警察本部からの交通事故発生情報を迅速、的確に通行車両に伝え、渋滞発生を未然に防ぐ情報発信を強化するようにお願いいたします。警察本部におかれても、交通事故を未然に防止する観点から、県土整備部への情報提供について、一層、協調、協力をお願いいたします。

除排雪予定情報プラットフォームを構築し、交通事故発生情報発信強化と併せて、雪国暮らしの県民の負担の軽減に取り組んでいただくようお願いいたします。

そこで、二点お尋ねいたします。

今年六月に開催された第一回青森ゆきみちDX推進会議の概要について伺います。

二点として、デジタル技術等を活用した道路情報共有について、これまでの取組状況と今後どのように進めていくのか伺います。

新青森駅の利便性向上について伺います。

新青森駅は、東北新幹線全線開業に伴う終着駅として供用を開始してから今年の十二月四日で満十五周年を迎えます。二〇一六年三月の北海道新幹線新青森―新函館北斗間開業後は、奥羽線を含む三線のターミナル駅として、名実ともに本州の北の玄関口の駅として、観光やビジネスで本県を訪れる国内外からの多くの来県者に利用されてきました。開業から十五周年を機に、開業後の課題を関係者間で共有し、県庁所在地の新幹線駅として、バリアフリー、ユニバーサルデザインを随所に感じられる快適な利用環境の向上を図ってほしいと願うものです。

新青森駅は、開業当時から東口駅正面広場はバス事業者とタクシー事業者が専用し、一般車両は進入できない運用となっています。送迎だけの一般車両も東口広場を利用できないため、西口広場では二列縦列駐車は当たり前で、混雑時には三列縦列の車両で混雑を極めることもあります。これは、送迎だけの車両も西口料金ゲートを通過させる運用にしているためで、年末年始やお盆、祭り期間には西口料金ゲート前に渋滞が発生します。

年末年始のUターンラッシュがピークを迎えた本年一月四日にも、西口料金ゲート入り口に続く道路に集中した送迎車両による渋滞が発生し、列車の発車時刻が迫る中、雪道をスリッパを引きずりながら駅に向かう光景が大きく報道されました。毎年繰り返されるこの光景は、年末年始だけでなく、夏の繁忙期にも起きています。

新青森駅には、西口立体駐車場と南口駐車場があります。昨年度までは西口と南口の駐車可能台数を空き台数として大変分かりやすく公表していたため、駐車場利用の可否を事前に把握し、新青森駅へのアクセス

手段を的確に判断することが可能でした。

ところが、今年度に入り、運用の変更に伴うものなのか、空き台数情報を見られなくなっていました。現在の駐車可能情報を、非常に分かりやすい以前の運用に戻すよう、青森市に働きかけていただきたいと思います。

一般車両の進入を禁止している駅正面の東口広場には、タクシープールとバスプールがあります。バスプールは、定期路線を運行する五つのバス事業者と貸切りバス事業者が利用しています。祭り期間など限られた時期にはバスの車列を目にしますが、通常は広い空間が広がるだけで、新青森駅正面を目にする多くの人が、きれいなたたずまいでありながら、にぎわいを感じられない新青森駅の違和感を口にします。駅正面の東口から送迎車両を締め出している現在の運用に無理があることは明らかです。駅正面東口バスプールの混雑状況を把握し、新青森駅西口に集中させている送迎車両を東口にも分散させる取組の検討が必要です。

体に障がいのある方や高齢者の送迎には東口のエレベーターを利用し、そのまま東口で車両に乗車していただくのが最も負担が少ない動線になりますが、こうした対応が許されていません。これまで重ねて改善を提案してきましたが、いまだ見直されることなく、今日に至っていません。

余談ですが、本年五月五日夕方には西口駐車場の出口専用ゲートで利用客の車両がゲートに衝突する自損事故により、最長二時間以上の渋滞が立体駐車場で発生し、超過料金を返金する事態も発生しています。

奥羽線が度々不通となる降雪時期は、津軽方面から新青森駅に来られる送迎車両が増加することを考慮し、これからの年末年始に向け、交通渋滞と事故を未然に防ぐ対策を早急に検討し、県民への周知、広報を図るべきです。そのためにも、駅前広場の管理者である青森市に任せただけでなく、県は、ＪＲ東日本と共に県バス協会の協力を得て、安全・安

心でバリアフリー・ユニバーサル社会にふさわしいターミナル駅となるよう、新青森駅を利用する一般車両の利用環境の改善に努めるべきです。

そこで、二点伺います。

一つとして、西口駐車場及び南口駐車場における混雑の情報発信を強化すべきと考えますが、県の認識を伺います。

二として、西口駐車場及び東口広場において、利便性向上の取組が必要と考えますが、県の対応を伺います。

統合新病院の開院に向けた取組について伺います。

統合新病院の新築基本設計業務に関する公募型プロポーザルの審査結果が公表されました。診療機能を踏まえた設計業務が本格化することになります。これまでの関係者からの意見集約や参考となる病院の調査も踏まえ、共同経営・統合新病院の早期整備に向け、作業が本格的に進められていくものと思います。

人口減少と高齢化の中、医療需要の減少が想定される一方、昨日も話題となっておりましたが、開業医の高齢化による閉院も懸念されています。唯一の県立総合病院として、全国レベルの高度・専門医療を提供する三次救急医療機関の県立中央病院と青森地域医療圏の二次救急医療機関である青森市民病院との共同経営・統合により誕生する新病院の医療機能や患者対応に係る診療機能等について、検討内容を確認する機会をぜひ設けていただきたいと思います。

そこで伺います。

統合新病院の診療機能等の検討体制と現在の検討状況について伺います。

統合新病院の基本設計に関するプロポーザル審査の概要と今後のスケジュールについて伺います。

統合新病院の診療機能や設計の内容については、検討の進捗に応じて県議会において議論することが必要と考えますが、県の考え方を伺いま

す。

療育福祉センター運営あり方検討会について伺います。

県立医療療育センターを福祉型施設へ転換して十一年が経過しました。私は、福祉型施設の医療機能の課題を指摘し、医療機関との連携の改善や養護学校と連携した整備を求め、度々取り上げてまいりました。

青森市の県立あすなろ療育福祉センター、弘前市の県立さわらび療育福祉センターは、いずれも老朽化が進み、共生社会における両施設の機能や施設整備を含め、昨年度、県が取りまとめた基本方針に基づいて、今後の在り方が検討されています。

療育福祉センター運営あり方検討会が設置されてから一年が経過しました。これまでの検討状況と整備基本計画策定に向けた県の取組について伺いたいと思います。

そこで、二点伺います。

療育福祉センター運営あり方検討会が設置されてから一年が経過しましたが、現在の検討状況について伺います。

療育福祉センターは、医療機関及び特別支援学校と近接して整備される必要があると考えますが、県の見解を伺います。

最後に、海洋環境の変動に対応した陸奥湾ホタテガイ養殖の振興について伺います。

冒頭から申し上げているように、過去に例を見ない高水温による成長不良と大量へい死、マダイによる食害に見舞われた野辺地町漁協と平内町漁協を訪れ、漁協幹部から被害状況と要望を聞いてきました。

高水温被害対策生活支援金等を利用している漁業者は、返済猶予をはじめ、追加の生活支援の必要を訴えています。

耳づりから籠養殖への転換の必要性や、地まきの範囲拡大が検討され、高水温でも生育できるホタテガイの開発を望む声もありました。高水温による影響は共有されていますが、副業魚種の検討の必要性については、まだ意見が分かれていると感じました。

籠養殖に必要な籠の購入費用は、経費とはいえ、経営の負担になるとの懸念の声があります。また、減産しているホタテガイの生産量に反して、貝や籠に付着する養殖残渣量が増加し、処理・運搬費用の負担にも悩まされています。漁業経費に係る相談、問合せが次々と漁協に寄せられていることから、活用できる国の補助事業の補助率のかさ上げを国に要望するなど、ホタテガイ養殖の経営基盤を守る支援が求められています。

各漁協とも厳しい現状を克服するため、知恵を絞り、新たな取組にチャレンジしようとしていることを感じました。こうした漁協の積極的な取組を県は支援すべきではないでしょうか。

県が昨年度から進めている陸奥湾ホタテガイ総合戦略にも、漁協の声、特に今後のホタテガイ養殖を担う若い漁業者の声を十分反映させていくべきと考えます。

そこで、高水温に対応したホタテガイ養殖の技術開発はどこまで進んでいるのか、県の取組状況について伺います。

ホタテガイ養殖管理情報によりますと、九月十日時点で全ての観測地点の中層で二十六度を超え、ホタテガイの生存が危険な状態が続いていました。今日十二時現在ですが、陸奥湾内のほぼ全域で水深二十メートルから三十メートルの中層では、衰弱し、成長が停止する二十四度台となっています。青森ブイと東湾ブイでは、三十メートル層でまだ二十四・五度となっています。高水温は今後も続くとして副業魚種の検討を加速し、対策に反映させていくべきではないでしょうか。

そこで、高水温の影響で減産するホタテガイ養殖を補うため、副業魚種の検討を進めるべきと考えますが、県の取組についてお伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わらせていただきます。

○副議長（齊藤 爾） 知事。

○知事（宮下宗一郎） 伊吹議員にお答えいたします。

私からは、まず、青森空港国際線の増便や新規就航に向けた県の取組についてお答えいたします。

私は、国際線の増便や新規就航は、インバウンドの拡大による観光産業の振興のみならず、海外とのビジネス需要や交流人口の拡大、ひいては本県への投資の創出につながるものと考えております。

このため、青森空港国際線については、受入れ体制の整備を進めながら、海外の航空会社と路線展開の方向性や就航に係る課題解決に向けた情報交換を継続して実施しており、令和八年三月末から始まる夏ダイヤ以降において、国際線の増便や新規就航が実現できるよう取り組んでおります。

次に、青森空港の利便性向上に向けた計画的な施設整備、運用についてお答えいたします。

私は、国際線の新規就航により、青森空港の搭乗客数は昨年度の約百二十六万人からさらに増えていくことが見込まれることから、利用される方々の目線で青森空港の利便性の向上を図っていくことが重要であると考えております。

現在、青森空港では、繁忙期において、一部時間帯で有料駐車場が満車となる事態や、二次交通の不足、空港ビル内における利用者の混雑といった課題があると認識しており、この解決に向けて、施設面や効率的な運営方法を含めた青森空港の在り方について、関係機関と共に検討を進め、今後の観光需要等による利用拡大にも対応できるよう取り組んでまいります。

続きまして、津軽及び下北地域の新たな半島振興計画の策定に当たった県の考え方についてお答えいたします。

半島振興法の改正を受け、国では、本年七月に半島振興基本方針を策定し、半島地域の振興の方向として、自立的発展の促進、地域住民の生活の向上、定住の促進等、半島防災、国土の均衡ある発展、地方創生の六つの観点を示すとともに、道府県が半島振興計画の策定に当たって指

針となるべき基本的事項を示したところです。

県では、半島振興基本方針を基に、関係市町村の意向も踏まえながら、今年度内に津軽及び下北地域の新たな半島振興計画を策定することとしております。

私としては、新たな半島振興計画では、令和六年能登半島地震で再認識された災害発生時に孤立しやすいなどの半島地域の地理的特性を踏まえた半島防災の推進を位置づけることが重要であると考えており、国土強靱化基本計画との整合性を図りながら、計画策定を進めてまいります。

続きまして、統合新病院の診療機能や設計の内容を県議会において議論することに対する県の考え方についてお答えいたします。

統合新病院に関する議論については、多くの県民の皆様が納得いただける形で検討が進められるよう、その検討過程をできるだけオープンにしてまいりました。

今後、検討が進められる診療機能や基本設計の内容については、適切なタイミングで公表し、議会においても議論いただきたいと考えております。

私からは以上です。

○副議長（齊藤 爾） 奥田副知事。

○副知事（奥田忠雄） 本県における半島防災の推進に関して、両半島部における道路機能強化をどのように進めていくのかについてお答えいたします。

本県の両半島部では、令和三年、令和四年の二年連続で大雨による通行止めが発生しており、また、令和六年能登半島地震においては、半島部の多くの道路が寸断されました。これらの状況も踏まえ、代替性や通年での走行安全性の確保等の視点で、両半島部の道路機能を強化することとは、改正半島振興法で新たに示された半島防災の推進に寄与するものであると考えております。

具体例として、津軽半島部では、今別蟹田線小国峠区間の平坦化について、有力ルート案に対する今別町及び外ヶ浜町からの基本合意が今年三月に得られたことから、今年度は道路予備設計へと段階を進めており、今後も両町と連携しながら、早期の事業化を目指してまいります。また、下北半島部では、高規格道路である下北半島縦貫道路の整備促進のほか、国道二百七十九号風間浦バイパスについては、想定ルート帯に基づく道路概略設計に着手しており、複数ルート案における周辺環境への影響や技術的課題の比較整理を進めてまいります。

○副議長（齊藤 爾） 総合政策部長。

○総合政策部長（後村文子） 統合新病院に関する御質問二点についてお答えいたします。

初めに、統合新病院の診療機能等の検討体制と現在の検討状況についてお答えします。

統合新病院における診療機能等については、本年三月に策定した基本計画において、患者の待ち時間の短縮やプライバシー対策など、安全で安心な療養環境を整備するとともに、がん医療や救急医療などの五疾病六事業や、再生医療などの先進的な医療等にも取り組むこととしています。

現在は、各診療科の運営方法や設備等の検討のため、診療機能や体制、対象疾患等について、県立中央病院と青森市民病院へのアンケート調査及びヒアリングを実施しているほか、外来、手術、看護といった各部門の運営計画などについて検討を進めているところです。特に、多職種で構成される外来診療や入院診療などの部門については、両病院の医療従事者等から成るワーキンググループを設置し、検討を行っています。

これらの検討内容については、今年度内をめどに取りまとめたいと考えております。

次に、統合新病院の基本設計に関するプロポーザル審査の概要と今後のスケジュールについてお答えいたします。

統合新病院の新築基本設計業務に関するプロポーザルには、四者から参加申込みがあり、提出された技術提案書について、九月十五日の審査委員会において書面による一次審査を行い、九月二十日の審査委員会において、参加者によるプレゼンテーション及びヒアリング審査を行います。最優秀提案者を選定したところです。

今後は、九月中に最優秀提案者と基本設計業務の委託契約を締結し、十月から令和八年九月までの約一年間で基本設計を行うこととしていきます。

基本設計終了後は、実施設計、工事を経て、開院に向けて取り組んでいきます。

○副議長（齊藤 爾） 交通・地域社会部長。

○交通・地域社会部長（船木久義） 新青森駅の利便性向上についてお答えいたします。

まず、西口駐車場及び南口駐車場における混雑の情報発信についてです。

新青森駅西口駐車場及び南口駐車場を設置、管理する青森市によると、これまでホームページや看板で情報発信しており、本年四月からはデジタルサイネージの新設、駐車場のアプリやカーナビゲーションでの配信など、対策を強化しているとのこと。

青森市では、さらなる改善に向けて、ホームページにおいて満車予想カレンダーや周辺予約駐車場の案内を追加する予定であり、空き台数情報のリアルタイム表示の再開も検討しているとのこと。

県としては、新青森駅の利便性向上のためには、利用者目線に立ったきめ細かい情報発信が必要と考えており、青森市に引き続き情報発信の充実、強化を働きかけていくとともに、利用者への周知に積極的に協力していきたいと考えております。

次に、西口駐車場及び東口広場での利便性向上の取組についてです。県では、本県の玄関口である新青森駅の利便性向上に向けて、西口駐

車場及び東口広場の設置主体である青森市やＪＲ東日本との協議、現地確認を重ねており、これまでの協議では、西口駐車場渋滞解消のために駐車場利用車両と乗降場利用車両の動線を分離する案や、バリアフリー対応のために東口広場エレベーター前に車両乗降場を新設する案などが出されております。

青森市では、冬季の渋滞解消のために日中除雪を行うなど除排雪の強化を決定したほか、これまでの協議を踏まえた具体の対応を検討中とのことであり、県としては、西口駐車場及び東口広場の利便性向上に取り組むよう働きかけていきます。

○副議長（齊藤 爾） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 御質問二点についてお答えいたします。

療育福祉センター運営あり方検討会の現在の検討状況についてお答えいたします。

県では、今年度、五月から六月にかけて、あすなろ療育福祉センター及びさわらび療育福祉センターを利用する方々や、センター職員と意見交換を実施し、施設運営に係る課題等を整理した上で、あり方検討会に報告し、委員から整備方針等に対する御意見をいただきました。

また、両センターの在り方について検討するため、今月、経費シミュレーションの比較調査に着手いたしました。

今後は、皆様からいただいた御意見や調査結果を踏まえ、利用者及び職員の利便性や安全性等を総合的に勘案しながら、両センターの在り方の検討を進めていきます。

次に、療育福祉センターは、医療機関及び特別支援学校と近接して整備される必要があるとのお考えについて、県の見解についてお答えいたします。

あすなろ、さわらびの両センターは、診療所と福祉施設の一体的運用により、入所者等に医療・療育・福祉サービスを提供するとともに、隣

接する特別支援学校の児童生徒をはじめ、在宅の障がい児者へも同様のサービスを提供する在宅支援機能を担っています。

このため、今後の施設整備を検討するに当たっても、児童生徒等の利便性や安全性を維持する観点から、これまで同様、特別支援学校と隣接していることが望ましいと考えています。

また、利用者の多くは基礎疾患があり、医療リスクが高い傾向にあることから、そうした方々が日々安心してセンターを利用し、救急搬送時等も速やかに対応できるよう、近隣の総合病院等との連携体制を構築することも必要であると考えています。

○副議長（齊藤 爾） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 陸奥湾ホタテガイ養殖の振興に関する御質問二点にお答えいたします。

まず、高水温に対応したホタテガイ養殖の技術開発に関する県の取組状況についてです。

県では、近年の高水温等によるホタテガイのへい死に対応するため、令和六年十月に策定した陸奥湾ホタテガイ総合戦略に基づき、県産業技術センター水産総合研究所と連携し、新たな養殖技術の開発に取り組んでいます。

具体的には、へい死リスクを軽減させるため、これまで行ってきた水温に応じた養殖施設の水深管理に加えて、餌の分布状況を考慮し、まずは餌の多い浅い水深で稚貝を成長させ、その後、水温が低い下層に沈める新たな管理技術の研究を行っています。

さらに、大型の貝づくりに向けた一籠当たりの収容枚数の見直しのほか、付着物の除去等の作業について、最適な実施時期や機械利用による生育への影響を検証しているところです。

次に、ホタテガイ養殖を補うための副業魚種検討に関する県の取組についてです。

県では、陸奥湾ホタテガイ養殖について、高水温等の影響による減収

リスクに備えるため、副業魚種として、ナマコの増産技術の開発やマガキの試験養殖に取り組んでいます。

具体的には、ナマコの増産技術について、令和六年度から青森県栽培漁業振興協会や県産業技術センター水産総合研究所と連携し、県内四十の漁協を対象に種苗放流の状況や資源量を推定する調査を行い、課題を整理しているほか、ナマコ的大型種苗を生産する北海道方式を参考として、技術習得や採用の効率化等の実証に取り組んでいます。

また、マガキの試験養殖については、外ヶ浜漁協及び青森市漁協と連携し、成長が早い種苗を用いた試験に取り組んでおり、現在、成長のデータ等を蓄積しているところです。

○副議長（齊藤 爾） 県土整備部長。

○県土整備部長（新屋孝文） まず、青森空港の国際線強化と利便性向上につきまして、三つの御質問にお答えいたします。

一つ目として、青森空港国際線の受入れ体制充実、強化に向けた課題と取組状況についてでございます。

航空路線拡大のためには、乗客や手荷物などを対象とした保安検査業務や機体などを対象とした警備業務などの受入れ体制を整える必要がある一方で、コロナ禍後に回復した航空需要に対応する人材の確保が全国的に難しい状況にあります。

このような中、県といたしましては、空港業務の魅力発信のための広報、青森空港合同企業説明見学会の開催のほか、青森空港で保安検査業務や警備業務を担う事業者に対して、臨時的、緊急的に新採用者の研修費や資格取得費、増便に係る受入れ体制を構築するための人件費などを支援しておりまして、こうした取組によって航空路線拡大に対応できる受入れ体制を整えているところでございます。

続きまして、青森空港の立体駐車場の増設が必要との御指摘がございました。県の考えをということについてでございます。

県といたしましては、青森空港の利用促進に向けて、空港駐車場の利

用可能台数を確保し、利便性の向上と利用者の満足度確保を図ることが大変重要であると考えております。

立体駐車場については、施設の老朽化が進んでいることも考慮しながら、今後、長寿命化対策や施設の増設も含めた様々な方法について検討を進めていきたいと考えております。

次に、特定利用空港・港湾の指定に伴う青森空港と青森港の機能強化について御質問がありました。

特定利用空港・港湾の施設整備については、内閣府の資料によりますと、民生利用を主としつつ、自衛隊、海上保安庁による円滑な利用にも資するよう、空港の滑走路延長やエプロン整備、港湾の岸壁整備や航路の整備などに加え、それぞれの既存事業を促進することにより、空港、港湾の利便性の確保や機能を強化するとされています。

県といたしましては、今後、円滑な利用に関する枠組みにおける国との調整を通じて、民生利用において必要となるインフラ整備について検討していくことになるものと考えております。

続いて、持続可能な除排雪体制の構築について、二点御質問をいただきました。

まず、今年六月に開催された第一回青森ゆきみちDX推進会議の概要についてお尋ねがございました。

県では、昨冬の道路除排雪を通じて得られた知見などを踏まえ、持続可能な除排雪体制の構築や県民満足度の向上を図ることを目的として、今年六月に青森ゆきみちDX推進会議を立ち上げました。

この会議は、国や県の道路管理者のほか、除排雪業務を受託する建設企業の団体である青森県建設業協会などで構成されておりまして、今年六月二十六日に開催された第一回目の会議におきましては、除雪オペレーター等の担い手確保、デジタル技術を活用し、除排雪作業のより一層の効率化や省力化を目指す技術支援・研究開発、昨冬に行った除排雪資機材の市町村マッチング支援のルール化を含む県内市町村支援体制の

構築、道路管理者の情報を一元化するなどの県民満足度の向上、以上の四つを柱として進める方針について、関係者間で認識の共有を図ったところでございます。

次に、デジタル技術などを活用した道路情報の共有についてもお尋ねがございました。

これまでの具体的な取組状況といたしましては、GPSの位置情報を活用し、除排雪作業に係るデータを自動集計する除排雪管理システムの運用や、デジタル地図活用による排雪予定マップの公表について、昨年度は東青、中南及び西北管内で先行実施したところでございますが、今年度は県内全域での実施を予定しております。

また、今年度は、国の排雪予定情報と統合したサービスの提供を予定しておりまして、今後も、デジタル技術などを活用した道路管理者間の情報一元化をより一層進めるなど、国、県、市町村が一体となって、本県における持続可能な除排雪体制の構築を目指してまいります。

○副議長（齊藤 爾） 危機管理局長。

○危機管理局長（築田 潮） 半島防災の推進に係る備蓄物資の保管の考え方等についてお答えいたします。

能登半島地震を通じて明らかになった課題等を踏まえ、県では青森県災害備蓄指針を見直し、備蓄物資の保管場所等の改定を行いました。

具体的には、被災者の元へ迅速に備蓄物資を届けるため、東青地区、中南西北地区、三八上北地区、下北地区の四地区に食料、携帯トイレ、簡易トイレ等の備蓄物資を一定量集約して保管するほか、道路寸断等により孤立が想定される地区の避難所にも保管することとしています。

今年度は、青森市内に倉庫を一棟借り上げ、運用を開始しているほか、孤立想定地区が所在する市町村と備蓄物資の保管に関する協議を進めています。

○副議長（齊藤 爾） 伊吹議員。

○四十七番（伊吹信一） 新青森駅の利便性向上について再質問を行い

たいと思います。

この問題というか、課題は十年ほどになりますでしょうか。ずっと追いついてきているというか、それだけやっぱ毎年渋滞が発生していること、改善されないまま来ています。先ほど申し上げたとおり、気候変動により今後長期的に雪は少なくなるだろうと見られてはいるものの、昨年から一月にかけての大雪を考えますと、この冬にまたどういふ事態になるかあらかじめ想定した上での対策というのは急がなきゃいけない。ただ、ひとえに西口及び東口の管理者である青森市に委ねておくだけではなかなか進まないのではないかと。関係者が複数でございますので、そういう意味でお尋ねしたいと思います。

安全・安心でバリアフリー・ユニバーサル社会にふさわしいターミナル駅として、新青森駅を利用する方々の利用環境の改善に向けた新青森駅正面東口広場の活用については、駅前広場の管理者である青森市に任せるだけでなく、県が主導し、関係者との協議、調整を行うべきと考えます。県の認識を伺いたいと思います。

○副議長（齊藤 爾） 交通・地域社会部長。

○交通・地域社会部長（松本久義） これまでも県の求めにより、青森市、JR東日本との三者協議や現地確認を重ねてきました。さらに、青森市に対しては、例年渋滞が悪化する冬季に備えて、速やかに具体的な対応を整理、公表するよう求めているところです。

東口広場を利用する交通事業者との調整などに県も協力して、本県の玄関口である新青森駅の利便性の向上を図りたいと考えております。

○副議長（齊藤 爾） 伊吹議員。

○四十七番（伊吹信一） 同じく新青森駅の利便性向上について、今度、西口立体駐車場と南口駐車場の駐車可能台数を空き台数として昨年度までは公表して誰でも見られる状況になっていましたので、適切に今後台止められる状況なのかというのが本当にリアルタイムで分かっ、車で行くべきか、やめるべきかという判断につなげることができまし

た。ところが、今はそれがなくなってしまうと、非常に漠然とした情報を見るしかないといえますか、なかなか不十分な状況になってしまっています。先ほども触れましたとおり、この空き台数の情報の発信というのはやっぱり有効だと思いますので、再び情報発信するように青森市に働きかけるよう、重ねてこの場で要望しておきたいと思っておりますので、よろしく願いたいと思います。

あと、海洋環境の変動に対応した陸奥湾ホタテガイ養殖の振興についてでございます。

同僚の各県議会議員の皆さん方も地域から様々な御要望、声も聞き、それをまたこの議場で、あるいは委員会質疑等で重ねておられると思いますが、先ほど壇上で申し上げたとおり、今日のお昼時点でもまだ二十四度台ということで、分散作業等も含めて何もできない、極端な言い方かもしれませんが、籠も動かすなどといったような状況が続いております。これは誰が悪いわけでもなく、本当に自然と向き合いながらの産業であること、やむを得ない部分はございます。

ただ、漁業者の方々も必死になって自分たちの産業を守ろうとしていきますし、そのための議論も重ねながら知恵を巡らせ、新しいことにチャレンジしようという気構えといえますか、姿も見えております。ぜひ各漁協が積極的な取組をする考えというか、動きを陸奥湾ホタテガイ産業の振興を図るためにも県は支援すべきと考えますけれども、各漁協とも考えていることは同じではありません。あえて同じにする必要はないと思います。その地域地域、漁協ごとに取組が違っていいんだろーと思いたすので、無理に何か一つにするのではなくて、むしろ漁協のこうしたいというものをしっかりと支援していただきたいと思いますがいかが、いかがでしょうか。

○副議長（齊藤 爾） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 昨年十月に策定した陸奥湾ホタテガイ総合戦略については、漁業者との対話を重ね、その声を反映させ、策定し

たものでございます。しかしながら、議員御指摘のとおり、地域によって実情が異なる面がありますので、漁業者に対してしっかりと戦略の内容を伝えていくという観点からも、県として改めて漁業者等と対話し、実情を確認していきたいと考えています。

○副議長（齊藤 爾） 伊吹議員。

○四十七番（伊吹信一） よろしく願いたいと思います。

県土整備部長から先ほど除排雪予定情報の全県への展開を今年度から行うという考えが表明されました。大変ありがとうございます。

今年の冬、年頭の冬は弘前市でも大変な豪雪に見舞われましたし、今後、他の地域においても雪との闘いというのは財政的にも大変な状況を抱えることとなりますし、リングをはじめとする農林水産業全般にわたっての多大な影響等を考えると、各自自治体、また、県民生活を支える上で情報というのは非常に重要だと思っておりますので、まずは国との連携ということでございます。それを踏まえて、順次、市町村情報との連携も含めたプラットフォームの整備というものをしっかりと進めていただくよう、重ねてお願いしておきたいと思っております。

あすなる、さわらびの話も取り上げさせていただきました。

これも本当に重ねて毎回この課題を取り上げております。御家族の方々の御負担等を考え、また、施設スタッフの方々の声等も聞きながら、県としても、今、鋭意様々な検討を進められていることについてはお話を伺っておりますので、着実に進めていただくようお願いしたいと思います。

医療との連携の在り方もありますし、身体障がい児から者に、皆さん方の年齢構成がどんどん変わつてもいる。それらを包含する今後の青森県の身体障がい児者の在り方にも関わる話であろうかと思いたすので、ぜひ将来を見据えた取組となりますようお願いしたいと思います。

最後になります。青森空港のことを取り上げさせていただきました。国際線の定期便就航から三十年という一つの大きな節目を迎えまし

た。次の新しい、それこそ宮下知事が掲げられておられる新時代といいますか、選ばれる青森空港。青森空港はCATⅢbもあり、国際地方航空としてはまさに選ばれるにふさわしい国際空港、地方空港としては本当に青森空港しかない機能を兼ね備えております。そういう意味で、この三十年から次の四十年、五十年を俯瞰する意味で、先ほどしっかりと御答弁いただいたように、国際線の増便、さらには新規就航に鋭意取り組んでいたことを通じて、観光交流、人的交流に限らず、今度は企業誘致等も含めた様々な本県経済への波及につなげていただけるのではないかと思います。

いま一度、知事の考え、思いというものをもしよければお聞かせいただきたいと思います。私はあえてお願いしたいと思っておりますのは、今、大韓航空のソウル―青森線、そして、台北―青森線のエバー航空が飛んでおります。それらの増便、また、中国の話も以前、自民党の工藤議員でしたか、その中でも出ておりました。そういったことなども含めて、他の航空会社からも引き合いがあるとも聞いておりますので、そういったことも踏まえて、知事としての今後の戦略といえますか、考え方をいま一度お聞かせいただければと思います。よろしく願います。

○副議長（齊藤 爾） 知事。

○知事（宮下宗一郎） お答えいたします。

青森県の持つ可能性、ポテンシャルを十分に発揮すれば、この先、青森空港の国際線の増便というものは必ず私は実現できると思っております。

また、新規就航ということについても、積極的に私たちとして取り組むことによって、インバウンドの拡大による観光産業の振興のみならず、やはり海外とのビジネス需要、それから交流人口の拡大、そして、青森県への新たな投資の創出につながるものと考えております。

○副議長（齊藤 爾） 五分間休憩いたします。

午後二時八分休憩

午後二時十五分再開

○副議長（齊藤 爾） 休憩前に引き続きいて会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

十二番後藤清安議員の登壇を許可いたします。――後藤議員。

○十二番（後藤清安） 参政党の後藤清安です。登壇の機会を与えていただき感謝いたします。

日本時間の九月十一日朝、アメリカで三十一歳の政治活動家が大学のキャンパス内でのイベント中に暗殺されるという事件がありました。くしくも亡くなる僅か四日前、初めて訪日したチャリー・カーク氏の講演会で私は司会を務め、同じステージに登壇したばかりでした。

チャリーは、十三年前からリベラル化したアメリカ全土のキャンパスに絶え間なく出向き、意見の違う学生たちを受け入れ、議論する場を設けてきました。家族を愛し、生まれ育った地域や国を愛し、自由を愛したチャリーが銃弾に倒れたことは、言論の自由のみならず、あらゆる自由を脅かす世界的な衝撃です。

二〇二四年のアメリカ大統領選挙において、トランプ大統領への若者たちの得票を集め、貢献した彼の影響力は、その死によってさらに世代や国境を越え、多くの愛国者たちを立ち上がらせています。

最初で最後となった日本での講演の中で、彼は、グローバリスト（グローバル全体主義）が国家のアイデンティティを崩壊させるために取り除こうとしている三つのPについて話してくれました。People（国民）、特定の国民、日本人が存在する基盤を弱体化させる、例えば大量移民政策により国民の割合を減らし、文化的な同質性を失わせる。Place（領土）、特定の場所、日本という国土の重要性を否定する、国境の開放やグローバルな統治により、国家の物理的な境界を曖昧にする。Principles（原則）、倫理的、文化的、歴史的な原則を変える、伝統や独自の価値観を薄め、グローバルな統一基準、多文化主

義や経済優先主義を押しつける。これらの思想によって混乱に陥った欧米が、今、自分たちの本来の国を取り戻すために立ち上がっています。

「日本はまだ間に合う」。チャーリー・カークが残してくれたこの言葉を胸に刻み、日本が日本であるために、青森県が青森県であり続けるために質問してまいりたいと思います。

一つ目に、令和七年夏の全国知事会議in青森についてです。

七月二十三日、二十四日の二日間にわたり、青森県で初めて開かれた全国知事会議。先日、ユーチューブに密着動画が配信され、宮下知事、県職員の皆さん、県内の方々が全国の知事たちを青森らしくおもてなしする様子を拝見しました。最後に、開催県である宮下知事が読み上げ、採択された青森宣言では、「排他主義、排外主義を否定し、多文化共生社会を目指す我々四十七人の知事がこの場に集い、対話の中で日本の未来を拓くに相応しい舞台となった。いま、混沌とした国内外の情勢の中、参議院選挙で示された民意を国はしっかりと受け止めるべきである。国民は、単に物価高に対する不満があっただけではなく、国政が、その場しのぎの対症療法的な議論にとどまらず、将来に向けての長期ビジョンに基づいた真の政策論議を望んでいる。我々知事は、地方に責任を持つものとして、今こそこの国をリードして国民一人一人の幸福実現と我が国発展に向けて声を上げなければならない。今年、戦後八十年という節目を迎える中、ここ青森から地域の活力を生み出す真の地方創生の実現に向け、希望あふれる未来へ、以下の提言について、決意する」という前文が示されました。

また、「若者の将来に対する不安を直視し、代替財源なき減税など将来世代につけを回すような施策ではなく、地方公共団体の声を十分に反映し、若者が未来を自由に描き実現できる国づくりを、政党や党派を超えて目指すことを求める。また、民主政治を脅かす不確かで根拠のない情報から国民を守り、国民が正しい情報に基づいて政治に参画できるシステムの構築を求めていく」という内容も盛り込まれました。

人口減少対策の取組を進めること、アメリカの関税措置についての見直し、農林水産業の海外販路拡大への支援、外国人の受入れ拡大など、今回取りまとめられた提言において、宮下知事の意向はどれくらい反映されていたのでしょうか。

そこで、以下の二点について質問します。

一つ目として、全国知事会議において、知事が提言した主な項目について伺います。

二つ目に、青森宣言の取りまとめ方法と今後の取扱いについて伺います。

次に、外国人労働者の育成就労についてです。

二〇二三年に公開された「縁の下 イミグレ」という映画は、貧しい家族を支えるために、発展途上国から技能実習生として日本にやってきた若い女性が主人公で、ジャパニーズドリームを夢見て工場で働くも、職場での不遇が続くというストーリーです。安い国日本の底を支えている日の目を見ない外国人労働者にスポットを当てた異色の社会派ブラックコメディ映画で、今の我が国の現状を考えさせられる映画でした。

一九九三年に導入された技能実習制度は、発展途上国等の若者を日本に受け入れ、一定期間、実際の業務を通じて技能、技術、知識を習得してもらい、帰国後にその国の経済発展に貢献してもらうという国際貢献が目的とされていますが、実際は人手不足を補う安価な労働力としての役割が大きく、制度の本来の趣旨とかけ離れているという批判があります。

在留外国人統計によりますと、技能実習生は、令和六年末時点で四十五万六千五百九十五人、このうちベトナム人が二十一万二千四百一十一人で約四六％となっています。技能実習制度をめぐるっては、よりよい待遇を求めるなどして実習生の逃亡が頻発、令和五年は約九千八百人が失踪、本県でも八十九人が失踪しています。

先月起きた佐賀県伊万里市の親子強盗殺人事件で佐賀県警に逮捕された二十四歳のベトナム人の男は、現役の技能実習生でした。給与や待遇面などの不満から逃亡し、そのまま不法滞在の状態となる。それでも母国の家族へ仕送りをしなければならないことから、SNSのベトナム語のコミュニティーを頼り、そこから犯罪に手を染めるケースなどもあると言います。

今年三月に外国人犯罪について一般質問をさせていただいたときに、令和六年に本県でも技能実習生が五人検挙されたことも警察本部長より御答弁をいただき、もはや対岸の火事ではありません。

そこで、県は、現在の技能実習制度の課題をどのように認識しているのか伺います。

政府は、現行の技能実習制度を廃止し、二〇二七年から育成就労制度をスタートさせるとしています。従来の建前としての国際貢献ではなく、人手不足対策として外国人を受け入れることが正面から明記されている点が大きな特徴と言えます。制度運用が人的かつ地域に根差した形になるかどうか、多くの懸念を感じます。

そこで、令和九年に施行予定の育成就労制度について、今後の県の対応について伺います。

また、労働力不足については、外国人労働者に依存せず、若者の定着などによって確保すべきと考えますが、県の見解を伺います。

次に、介護サービス事業所等における介護職員等の状況についてです。

ヘルパー不足や介護報酬の引下げなどで訪問介護の経営環境が厳しさを増す中、今年上半年期の事業者の倒産件数が全国で四十五件と、この時期では最も多くなったことが分かりました。件数を取りまとめた信用調査会社は、中規模な事業者にも倒産が広がりつつあり、状況が深刻化していると指摘しています。年間倒産百件超えが現実味を帯びており、その背景には、人手不足、物価高、報酬制度の硬直性があり、経営環境

の厳しさが一層深まっています。

そんな中、二〇二五年度に青森県で必要とされている職員数は約二万八千人で、必要数に対して二千五百人不足しており、二〇四〇年度には介護職員数が二万三千人と減少するのに対し、必要数は逆に増え、不足数は一万人に迫ると見込まれています。このままでは介護サービスの基盤そのものが揺らぐおそれがあります。介護職員の離職と定着の問題は、単なる労働力の確保にとどまらず、地域における介護インフラの維持そのものに直結する重要な課題です。

そこで、全国及び本県の介護職員の離職状況について伺います。

また、介護職員の定着に向けた県の取組について伺います。

さらに、近年、ケアマネジャーが業務以外のことを頼まれる、いわゆるシャドーワークが問題になっています。通常の報酬を受ける仕事以外に、書類作成、病院の電話予約や通院同行、買物、草刈りや雪かきなど、見えない負担が日常的に発生していると聞きます。親切な行いも行き過ぎると心身の疲弊をもたらし、離職にもつながってしまい、ますます人手不足に影響します。

そこで、介護支援専門員にとって負担となるシャドーワークの問題について、県の認識を伺います。

次に、本県の上下水道事業の課題についてです。

今年一月、埼玉県八潮市で発生した大規模な道路陥没事故、トラックが転落し、男性運転手の方が死亡しました。事故から七か月たった今も復旧工事が続いています。現場付近で暮らす人々は、工事の振動や下水の臭いなどで苦痛な暮らしを強いられているということです。また、今も半径二百メートルほどの範囲で交通規制が行われており、範囲内にあるお店は営業にも支障が出ています。下水道管の仮復旧は今年十二月完了予定、道路の埋め戻しは来年三月を目指しているということで、長期化しています。

この事故をきっかけに、国土交通省が全国の自治体に下水道管の特別

重点調査を要請、直径二メートル以上の大規模管路で硫化水素による腐食が懸念される箇所を中心に実施され、先日九月十七日、調査結果が公表されました。それによると、四十一都道府県の計二百九十七キロで道路陥没につながるおそれがある腐食や損傷が見つかったとのこと。このうち、七十二キロで深刻な劣化が確認され、本県も八戸市で三百七十九メートルが一年以内の速やかな対策が求められる緊急度Ⅰに当たると報告されました。

また、ニュースであまり取り上げられませんが、直径五十センチ以上の穴や沈下といった道路陥没は、年間約一万から一万五千件と推定されています。八潮市のような大規模なものはまれですが、小さな陥没が日常的に起きていて、修繕費用は全国で年間約一千億円を超えとも言われています。

そこで、県内の上下水道事業における管路の老朽化の状況と今後の取組について伺います。

また、上下水道事業の持続可能な運営のためには技術力の継承が必要であり、そのための人材育成が重要と考えますが、県の取組について伺います。

国が進めるウォーターＰＰＰ（パブリックプライベートパートナーシップ）は、民間の資金、ノウハウ、技術を活用して、公共の水インフラを維持、運営していくという仕組みで、宮城県では、上水、工業用水、下水を一体化して運営権を民間に付与するみやぎ型管理運営方式が令和四年四月から稼働しています。

人口減少と財政難、インフラ老朽化、人材不足が進む中で、地方自治体だけでは持続的な運営が難しくなっている現状に対応するものとされており、県民にとって大切な水インフラの民営化については、外資の参入もあり、懸念がたくさんあります。

そこで、上下水道事業におけるコンセンション等の官民連携方式の導入について、県はどのように考えているのか伺います。

次に、洋上風力発電についてです。

八月二十七日、三菱商事と中部電力が千葉県沖と秋田県沖の三海域で進めていた洋上風力発電計画からの撤退を発表しました。政府が日本で初めて大型洋上風力の開発案件の公募を実施して運営事業者を募り、三菱商事連合が二〇二一年十二月に落札して、競合よりも破格な安さで受注につながりましたが、インフレに伴う建設費の高騰で採算が合わなくなり、撤退を決めたものです。

三菱商事は、今年三ヶ月期の決算で、洋上風力事業による五百二十四億円の損失を計上しており、この中には二百億円の保証金も含まれています。それでも損失は解消されず、中部電力は、二〇二六年三ヶ月期の決算で、追加で百七十億円の損失が見込まれると発表しました。

私も三月の定例会のときに三菱が撤退を検討しているという報道に触れさせていただきましたが、先日、決定的となりました。

また、アメリカでは、トランプ政権が太陽光発電と風力発電への支援を全面的に廃止しました。これは、「One Big Beautiful Bill」、略してＯＢ３法案によって決定されたものです。トランプ政権は、大規模な洋上風力発電に関しては全面的に中止の方針を打ち出し、大統領就任日に今後の許認可を行わないと発表しました。

さらに、最近では、アメリカ国内の二か所の大規模洋上風力発電プロジェクトに対して中止命令が出されています。一か所はロードアイランド州沖で建設中の施設で、八割完成していたにもかかわらず、中止となりました。これはデンマークの大手企業であるオーステッド社と有名資産運用会社ブラックロック傘下の会社が手がけていたプロジェクトでした。アメリカもヨーロッパ各国も撤退が相次ぎ、洋上風力発電が成功する可能性は極めて低いと専門家も発言しています。

そこで、秋田県沖等からの洋上風力発電事業者の撤退に対する県の受け止め及び県内事業への影響について伺います。

次に、配偶者間における子の養育をめぐる事案対応についてです。

一九八〇年に採択されたハーグ条約は、国境を越えた子供の不法な連れ去り、例えば、一方の親の同意なく子供を元の居住国から出国させることや留置、例えば、一方の親の同意を得て一時帰国後、約束の期限を過ぎても子供を元の居住国に戻さないことなどをめぐる紛争に対応するための国際的な枠組みとして、子供を元の居住国に返還するための手続や、国境を越えた親子の交流の実現のための締約国間の協力等について定めた条約です。日本人と外国人の間の国際結婚・離婚に伴う子供の連れ去り等に限らず、日本人同士の場合も対象となりますと外務省のホームページに掲載されています。

二〇二二年十一月三日、国連人権委員会C C P Rから日本政府に対して、日本における親による子の奪取・実子誘拐問題に適切に対応するために必要な措置を講じ、国内・国際間の事例を問わず、子の監護に関する決定が子の最善の利益を考慮し、実務上完全に履行することを確保するよう勧告が出されました。

「実子誘拐ビジネスの闇」というノンフィクションの書籍にも書かれているように、日本の親権制度において、離婚や別居の際に、一方の親がもう一方に無断で子供を連れ去る実子誘拐が法的に黙認されている現状が問題視されています。

日本では、原則単独親権制度が採用されており、親権争いの過程で子を先に奪った側が有利になりやすいとされ、事実上の連れ去りが正当化されるケースが後を絶ちません。また、ハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）に加盟しているにもかかわらず、国内では十分な対応が取られていないと指摘されてきました。

昨年、七十七年ぶりに民法が改正され、離婚後も父母双方が合意すれば共同親権が選べるようになりました。いよいよ来年施行されることとなり、この問題が解決することを期待しております。しかしながら、今現在も愛する我が子に会えず、苦しんでいる方々が本県にもたくさんいらっしゃるのが現実です。

そこで、以下について質問します。

警察庁から、子の連れ去りに関しての通達が発出されていると承知していますが、それを受けて、県警察ではどのようにして職員に研修しているのか伺います。

また、研修内容は具体的にどのようなものか伺います。

実子連れ去りについては、虚偽DVで引き離されるケースも問題となっています。二〇〇四年七月一日施行の住民基本台帳法改正により、住民基本台帳事務における支援措置、通称DV支援措置が導入されました。これは、DVやストーカー行為、児童虐待の被害者の安全確保のため、住民基本台帳の閲覧制限や転出入情報の秘匿などを行う制度です。市区町村に申出書を提出し、認定されると、加害者が被害者の住民票の情報を取得できなくなるなど、居場所の秘匿が図られます。警察や行政が連携して支援に当たっているものです。

そこで、昨年と本年八月末までの青森県警察における住民基本台帳事務における支援措置申出書に係る確認書のうち、DV事案に関する回答件数について伺います。

親の離婚や別居によって片方の親と会えなくなる未成年の子供は年間約十六万人と言われています。法務省の未成年時に親の別居・離婚を経験した子に対する調査によると、父母が別居したときに、悲しかった、ショックだったと回答した子供の割合が六割を超えています。

子供が親と定期的かつ友好的に会う権利は、子どもの権利条約第九条で定められています。面会交流などは子供の権利であることは明白です。

そこで、子供の意見表明について伺います。

様々な事情で子供が親と別居しなければならない場合、子供の意見が尊重されるべきと考えますが、子供の意見表明権の保障に関して県が行っている取組について伺います。

次に、公立学校における歴史教育についてです。

本年度戦後八十年という大きな節目を迎えました。八月十五日の終戦の日には、私も靖國神社に昇殿参拝し、英霊への感謝と哀悼の誠をささげました。

また、先日二十三日には、ここからすぐ近くの廣田神社で開催されていた写真展に行きました。八十一年前、青森出身の方々を含む一万六千人以上の日本人が命を落としたパオの写真展です。

弘前市出身の私の祖父も三十一歳で戦没者となりました。北朝鮮で亡くなったため、八十年たった今も遺骨は収集できないままです。命を賭して我が国を守り抜いてくれた英霊の皆様に感謝するとともに、今を生きる我々の責任として、しっかりと次世代に平和で豊かな日本をつないでいかなければならないと思います。

世界が混沌とする中、今、中国では「731」という映画が公開され、反日感情がおおられています。反日教育を受けた中国の子供たちが日の丸を踏みつける動画などがSNSで拡散されています。反日プロパガンダに惑わされないためにも、日本人は正しい歴史認識を持つことが肝要です。昭和の激動を生き抜いた世代が次々と世を去り、歴史が記憶から教科書の中の知識へと移行する中で、歴史教育の在り方は、私たちの国の未来にとって極めて重要な意味を持ちます。

子供たちに正しい歴史観、すなわち祖国を肯定的に理解し、未来を自らの手で築こうとする健全な自我を育む歴史教育が求められており、そのためには偏った自虐史観によって日本の過去を一方的に否定するのではなく、事実に基づき、多面的な視点から歴史を教える必要があると考えます。

教育とは、過去を正しく学び、未来を正しく選ぶための力を養う営みです。戦後八十年という節目に当たり、今こそ私たちは日本の歴史を自らの目で見直し、国家観、郷土愛、国民としての自覚を育む教育の在り方を再検討すべきではないでしょうか。

そこで、二点質問します。

一つ目に、公立学校において、歴史教育がどのように行われているのか伺います。

二つ目に、公立学校の歴史の授業において、さきの大戦、大東亜戦争がどのように扱われているのか伺います。

以上、壇上からの質問を終わります。

○副議長（齊藤 爾） 知事。

○知事（宮下宗一郎） 後藤議員にお答えいたします。

私からは、まず、全国知事会議において提言した主な項目についてお答えいたします。

本年七月に開催された夏の全国知事会議において、青森県からは、子供・子育て政策について、子育てが経済的負担になる社会からの変革、診療報酬制度について、物価や賃金の上昇を反映させる仕組みの導入、国土強靱化予算の確保、物価高騰下における年金制度の在り方、高レベル放射性廃棄物等に係る最終処分地の早期選定などについて提言をしたところであります。

続きまして、青森宣言の取りまとめ方法と今後の取扱いについてお答えいたします。

夏の全国知事会議では、会議期間中の議論の内容等を踏まえ、開催県である本県の県名を付した青森宣言が取りまとめられました。今後は、全国知事会の活動の指針になるものと理解しております。

続きまして、介護職員の定着に向けた県の取組についてお答えいたします。

県では、介護職員の離職を防止し、介護人材を安定的に確保していくため、介護職員の賃金や職場環境の改善として、介護人材確保・職場環境改善等事業費補助の活用や、介護職員処遇改善加算の取得を促進しております。

また、介護現場の生産性向上の推進として、介護ロボット等の導入支援について、令和六年度から補助率及び補助限度額を引き上げて実施し

ております。

あわせて、介護職員の負担を軽減するためのノーリフティングケアの推進として、三十七施設をモデル施設とし、今年度からはモデル施設を活用し、各圏域に横展開することで、県内全域に推進しております。

続きまして、子供の意見表明権の保障に関する県の取組についてお答えいたします。

令和四年の児童福祉法改正により、子供の権利擁護を強化する取組として、虐待などにより一時保護され、不安定な状態にある子供の意見形成や意見表明を支援し、自分自身の状態や将来について意見を表明する権利を保障する役割を担う意見表明等支援員が新設されました。

県では、今月から中央児童相談所の一時保護所に県弁護士会の弁護士を意見表明等支援員として派遣し、子供の意見を尊重した対応を行っております。

私からは以上です。

○副議長（齊藤 爾） 総合政策部長。

○総合政策部長（後村文子） 外国人労働者の育成就労に関する御質問にお答えいたします。

初めに、現在の技能実習制度の課題をどのように認識しているかについてお答えいたします。

技能実習制度は、人づくりによる国際貢献のため、開発途上国等の外国人を一定期間受け入れ、技能を移転する制度として、平成五年に創設されました。

技能実習生は全国的に増加傾向にありますが、国によると、技能実習生のキャリアアップの道筋が不明瞭といった制度本来の目的と実態との乖離や、外国人の権利保護が不十分といった課題などが指摘されております。

県としましても、こうした課題を踏まえた制度の見直しが必要と認識しており、我が国全体の課題として、国において十分に検討されるべき

と考えております。

次に、令和九年に施行予定の育成就労制度の概要と県の対応についてお答えいたします。

国が令和九年の施行に向けて検討している育成就労制度は、原則三年間の就労期間中に、引き続き五年間の就労が可能となる特定技能一号水準の人材を育成するものであり、長期にわたり我が国の産業を支える人材の確保を目指しています。

育成就労制度が県内で適切に実施されるよう、関係者との連携を強化していきます。

三つ目に、労働力不足については、外国人労働者に依存せず、若者の定着などによって確保すべきというお考えに対する見解についてお答えいたします。

労働力を安定的に確保していくためには、あらゆる主体と連携して多様な働き手を確保する取組が必要であると考えています。

このため、県では、若者の県内定着・還流を最優先に、女性・シニア層などの潜在労働力の就業促進、様々な産業分野での副業活用の後押しなどに取り組んでいます。

外国人労働者の雇用は各事業者の判断が大前提で、県としては、県内事業者のニーズに応じ、雇用相談窓口の設置など必要なサポートを行っていきます。

○副議長（齊藤 爾） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 洋上風力発電について、秋田県沖等からの事業者の撤退についてお答えいたします。

国は、今回の事案を踏まえまして、年内を用途に公募制度の見直しをするとしております。他方、今回、事業計画が白紙となった事業エリアにおきましては、サプライチェーン構築に向けた動きなどに対して影響が生じる可能性があるものと受け止めております。

なお、本県沖日本海南側の洋上風力発電事業につきましては、事業者

によりますと、予定どおり進捗しているとのことでございます。

○副議長（齊藤 爾） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 御質問二点についてお答えいたします。

全国及び本県の介護職員の離職状況についてお答えいたします。

公益財団法人介護労働安定センターが実施した介護労働実態調査によりますと、直近三年間の介護職員の離職率は、令和四年度の全国平均が一四・四％、本県が一〇・四％、令和五年度の全国平均が二三・一％、本県が一・二％、令和六年度の全国平均が二一・八％、本県が二・七％となっております。本県の介護職員の離職率は全国平均を下回っております。

次に、介護支援専門員にとって負担となる、いわゆるシャドーワークの問題について、県の認識をお答えいたします。

介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーは、在宅の介護サービスの要であり、個々の介護サービス利用者に寄り添う形で相談対応や関係機関等との連絡調整を行うべきとされています。

そうした中で、シャドーワークの問題については、厚生労働省が昨年開催した検討会の中間整理において、ケアマネジャーが本来の業務に注力できるよう、負担軽減等の環境整備が必要とされています。

県としては、サービス利用者にとって、より質の高いケアマネジメントを実現しつつ、ケアマネジャーの業務負担を軽減する観点から、国や市町村、関係機関等と連携し、適切に対応してまいります。

○副議長（齊藤 爾） 県土整備部長。

○県土整備部長（新屋孝文） 本県の上下水道事業の課題につきまして、三つの御質問をいただきました。

まず、県内の上下水道事業における管路の老朽化の状況と今後の取組についてでございます。

上水道管につきましては、総延長約一万キロメートルのうち、令和五

年度末時点において二七・〇％が耐用年数を超過した老朽管であり、平成三十年度末時点の一六・二％から一〇・八ポイント上昇しています。

下水道管につきましては、総延長約五千三百キロメートルのうち、昨年度末時点において五・九％が老朽管であり、平成三十年度末時点の三・四％から二・五ポイント上昇しています。なお、県が管理する下水道管では、昨年度末時点において老朽管はないものの、今後、老朽化は進行していくと見込まれます。

これらの管路については、各事業者がストックマネジメント計画などを策定した上で、計画に基づいた点検、調査を実施し、その結果を踏まえた対策を順次実施しています。県といたしましては、引き続き、老朽化対策に積極的に取り組むとともに、市町村などと連携しながら、必要な予算の確保について国に働きかけてまいります。

二つ目、上下水道事業の持続可能な運営のための技術力の継承ですが、人材育成について御指摘ございました。

水道事業につきましては、昨年度、公益財団法人水道技術研究センターが開発した浄水技術継承支援システムを用いた学習環境を県において整備し、中小規模の事業者が無償で浄水技術を学ぶことができるようにしています。

また、下水道事業については、県内の市町村担当者を対象とした青森県下水道事業研修会を毎年開催し、国担当者や関係団体等の講演などにより、下水道事業に関する知識の習得や技術力の向上が図られるよう支援しております。

三点目、上下水道事業におけるコンセッション等の官民連携方式の導入についてお尋ねございました。

県といたしましては、上下水道は重要な社会インフラであることから、コンセッション方式を含めたウォーターPPPの導入に当たっては、安定した施設運営、水質などの安全確保、災害時のリスク対応力などの観点から、慎重に検討すべきと考えております。

○副議長（齊藤 爾） 教育長。

○教育長（風張知子） 御質問二点にお答えします。

まず、公立学校における歴史教育についてです。

公立学校における歴史教育については、学習指導要領に基づき、小・中学校では社会科、高等学校では地理歴史科の授業で行っています。

小学校では、我が国の歴史や伝統を大切にして国を愛する心情、我が国の将来を担う国民としての自覚や平和を願う日本人として、世界の国々の人々と共に生きることの大切さについての自覚を養うこと。

中学校では、我が国の歴史に対する愛情、国民としての自覚、国家及び社会並びに文化の発展や、人々の生活の向上に尽くした歴史上の人物と現在に伝わる文化遺産を尊重しようとするものの大切さについての自覚などを深め、国際協調の精神を養うこと。

高等学校では、日本国民としての自覚、我が国の歴史に対する愛情、他国や他国の文化を尊重することの大切さについての自覚などを深めることを目標として行われています。

次に、公立学校の歴史の授業における第二次世界大戦の扱いについてお答えします。

学習指導要領において、小学校では、我が国に関わることについて、当時の世界との関わりにも目を向け、我が国の歴史を広い視野から捉えるように配慮し、指導することとなっています。

中学校では、欧米諸国の動き、戦時下の国民の生活などを基に、軍部の台頭から戦争までの経過と、大戦が人類全体に惨禍を及ぼしたことを理解し、近代の社会の変化の様子を多面的、多角的に考察し、表現できるように指導することとなっています。

高等学校では、第二次世界大戦の性格と惨禍、第二次世界大戦下の社会状況や人々の生活、日本に対する占領政策と国際情勢との関係などを多面的、多角的に考察し、表現できるように指導することとなっています。

○副議長（齊藤 爾） 警察本部長。

○警察本部長（安田貴司） 配偶者間における子の養育をめぐる事案対応の御質問のうち、警察庁から発出された通達を受けて、職員に実施している研修状況についてお答えいたします。

お尋ねの通達については、令和五年三月二十九日付、警察庁刑事局捜査第一課長名により発出された配偶者間における子の養育等を巡る事案に対する適切な対応についてであると承知しておりますが、本通達の発出を受けて、県警察では、県下警察署、刑事部門の各所属のほか、人身安全関連事案を担当する生活安全部門や警察安全相談を担当する警務部門に通達の内容を周知し、事案を認知した場合における適切な対応に関して、指導、教養を徹底しております。

さらに、毎年、各警察署に対する巡回教養を行い、この種事案を認知した場合に留意すべき事項について、刑事課長等の捜査幹部を対象とした対面教養を実施しているほか、県警察学校における各種専科におきまして、具体的な事例を挙げてシミュレーションを交えた教養を反復継続して行っております。

次に、職員に実施している具体的な研修内容についてお答えいたします。

事案を認知した場合の具体的な対応要領として、まずは連れ去られた子の安全確保を最優先とした対応を徹底するように指導しております。

また、届出人から事情聴取を行う際は、重大な事案に発展する可能性を念頭に入れ、刑事部と生活安全部の警察官が共同聴取することにより、部門間における情報共有を図るとともに、必要な初動捜査を迅速に行うこと、さらに、届出人からの被害の届出等の要望に応じて、適切な対応を徹底することを指導しております。

最後に、昨年と本年八月末までの住民基本台帳事務における支援措置申出書に係る確認書のDV事案に関する回答件数についてお答えいたします。

令和六年中の支援措置申出書に係る確認書の回答は、新規受理の回答で二十四件、既受理で支援延長の回答で百十件の合計百三十四件となっており、本年八月末までの支援措置申出書に係る確認書の回答については、新規受理の回答で十件、既受理で支援延長の回答で四十一件の合計五十一件となっております。

○副議長（齊藤 爾） 後藤議員。

○十二番（後藤清安） 御答弁ありがとうございます。幾つか再質問と要望を述べさせていただきますと思います。

まず、水道事業に関してです。

ウォーターＰＰＰに関して、コンセッション方式に関しては、あらゆる観点、大事な観点から慎重に検討するという御答弁をいただきましたけれども、県では、流域下水道において具体的な調査方法をどのようにして検討するのか、また、その時期等についてどのようにお考えなのかお聞かせください。

○副議長（齊藤 爾） 県土整備部長。

○県土整備部長（新屋孝文） 県におきましては、今後、管理する二つの流域下水道に関する基礎データの収集、現状における課題の把握、整理などを行ってまいります。その後の検討方法ですとか、時期につきましては未定でございます。

○副議長（齊藤 爾） 後藤議員。

○十二番（後藤清安） 非常に慎重に進めていただきたいというところですが、各自治体は経営状況が非常に厳しいということもありますので、その部分は財政的な支援ということも含めて御検討いただくことによって、じっくり検討する期間も設けられるのではないかと考えておりますので、併せて検討していただければと思います。

次に、DV支援措置についてお聞きしたいと思います。

県警察では、いわゆるDV支援措置について申出書の提出があった際、今の件数ですと、これはDVに関連した質問で回答いただいたので、

ストーカーとか、児童虐待は含まれていない数字なわけなんです。結構な数が提出されておりまして、そして、それが継続されているということが分かったんですけれども、申出書の提出があった際にはどのようなヒアリングで対応されているのかということをお伺いしたいと思います。

○副議長（齊藤 爾） 警察本部長。

○警察本部長（安田貴司） 県警察では、被害者から事前に相談が寄せられていた場合はもとより、市町村の住民基本台帳事務における支援措置が先行した場合でも、改めて被害者や関係者の方から事情聴取をするとともに、各資料を収集などしております。その上で、住民基本台帳事務における支援措置申出制度で定められたDVの被害者であり、かつ暴力により、その生命、身体に危害を受けるおそれがあり、かつ相手方がその住所を探索する目的で住民基本台帳法上の請求を行うおそれがあるかへの該当性を検討した上で、支援の必要性を判断し、意見を付して回答しておるところでございます。

○副議長（齊藤 爾） 後藤議員。

○十二番（後藤清安） これが虚偽であるのかどうなのかというのはなかなか難しい部分はあると思いますけれども、簡単に措置の確認書が取れてしまうと、本当に引き離された片親の方が近づくことも何することできない、手も足も出ないというところで困っていらつしやると聞いております。

しかも、このDV支援措置は一年間が期限で自動更新ではないということなんですけれども、更新時についてはどのような対応になっているんでしょうか。

○副議長（齊藤 爾） 警察本部長。

○警察本部長（安田貴司） 住民基本台帳事務における支援措置の更新手続におきましても、被害者や関係者に連絡して、そのとき現在の状況を聴取などして、改めてDVの被害者であり、かつ暴力によりその生命、

身体に危害を受けるおそれがあり、かつ相手方がその住所を探索する目的で住民基本台帳法上の請求を行うおそれがあるかへの該当性を検討した上で、意見を付して回答しているところでございます。

県警察といたしましては、引き続き市町村と連携し、住民基本台帳事務における支援措置の実行を期してまいる所存でございます。

○副議長（齊藤 爾） 後藤議員。

○十二番（後藤清安） 警察学校を含めて担当課にも研修も実施してくださいというところで、知識を深めながら、しっかりとした対応をお願いしたいと思います。

意見表明についてお聞きしましたけれども、今行われているのは施設にいる子供、つまり、両方の親と引き離された子供が対象になっているということでした。親子交流に関しても、現在、県では取組がありません。

昨年五月に成立した民法改正により、ようやく共同親権が認められるようになりました。父母が離婚した後も子供の利益を確保するということを目的として、子供を養育する親の責務を明確化するとともに、親権、それから養育費、親子交流などに関するルールも見直されています。来年五月までに施行ということで、県のホームページにも掲載していただいていることを承知しております。今後、実施に向けて、各自治体の対応が重要になってくると思います。この周知、そして、それに関わる取組など、ぜひ県がリーダーシップを発揮していただきたいと要望いたします。

続いて、歴史教育についてです。

本県で採択されている歴史教科書なんですが、公立は全て東京書籍が選ばれております。歴史教科書比較研究会によりますと、こちらの教科書は学習指導要領に即していない箇所が多いとの指摘がされています。

学習指導要領が示す歴史教育の目標には、我が国の歴史に対する愛情、国民としての自覚、国家及び社会並びに文化の発展や、人々の生活

の向上に尽くした歴史上の人物と現在に伝わる文化遺産を尊重しようとするこの大切さについての自覚などを深め、国際協調の精神を養うとあります。教育長も御答弁でおっしゃられたとおりなんですけれども、現在、公立学校で使われている教科書には、大東亜会議とアジア諸国の独立への日本の貢献の記述が一切ありません。アメリカの占領下で行われた東京裁判の不当性の記述もありません。また、パリ講和会議で日本が国際連盟規約に人種差別撤廃を盛り込むことを提案したことの記述もありません。また、実際にあった通州事件、虚構の南京事件をどのように扱っているかという点でもこの目標が達成されていないのではないかと懸念があります。そのあたりの御見解を教育長にお伺いいたします。

○副議長（齊藤 爾） 教育長。

○教育長（風張知子） 教科書につきましては、学習指導要領に基づきまして、国の検定を経て発行されているものです。各学校においては、学習指導要領に基づき、適切に指導することが大切だと考えております。

○副議長（齊藤 爾） 後藤議員。

○十二番（後藤清安） ぜひ今後、教科書の選定に関しても、しっかりと教育委員会で検討していただきたいと思うんですが、教育長は常々、郷土への誇りや愛着を育む教育が重要だとおっしゃっておられます。

教育長が掲げる郷土に愛着と誇りを持つために、本県の子供たちへの歴史教育はどうあるべきとお考えか、見解をお伺いします。

○副議長（齊藤 爾） 教育長。

○教育長（風張知子） 郷土に愛着と誇りを持つということにつきましては、学校における様々な教育活動を通して身につけるものと考えておりますし、そうあつてほしいと思っております。各学校では、各教科等の目標を達成できるように取り組んでいただきたいと思います。

○副議長（齊藤 爾） 後藤議員。

○十二番（後藤清安） ぜひ自虐史観を植えつけるような歴史教育では

なく、先人たちがアジアの国々の人たちにどのような行いをしてきたのか、そのことによって日本人が尊敬され、感謝されているという事実に基づいた教育をすべきと考えます。これは決して戦争を美化するとか、そういうことではなくて、自分たちの身近な御先祖たちが何のために戦わなければならなかったのか、命を賭して守ってくれたものは何かということを知ることだと思います。

戦後、既にアメリカでは公文書も公開されておりまして、さきの大戦の四十年も前にオレンジ計画というものが存在したという一次情報などもございます。ぜひ教育長が掲げる三つの力、生きる力、自ら考え、判断し、行動する。郷土を育てる力、ふるさとを知り、愛着と誇りを持つ。個性を生かす力、人を思いやり認めた上で、自己を肯定し自分の才能を生かす。これを達成するためにも、しっかりとした歴史認識の教育をお願いしたいと思います。

本県は、「武士道」を書かれた新渡戸稲造ゆかりの地でもございます。世界が日本の精神性の高さに憧れ、学ぼうとした武士道精神をもっと私たちが学ぶべきなのではないかと思っております。

山口県の萩市では、その出身の吉田松陰氏の言葉を毎朝小学校一年生から六年生まで朗読するということが行われております。難しい日本語、今にすると非常に難しい言葉なんですけれども、一年生からしっかりとそういう言葉を朗読して心を育むということが行われております。

郷土の出身の偉人たちを副読本にするなど、そういうこともぜひ御検討いただきたいということを要望いたしましたして、私からの質問を終わります。ありがとうございます。

○副議長（齊藤 爾） 十五分間休憩いたします。

午後三時十三分休憩

午後三時三十分再開

○議長（工藤慎康） 休憩前に引き続きいて会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

十七番大崎光明議員の登壇を許可いたします。——大崎議員。

○十七番（大崎光明） 自由民主党の大崎光明でございます。

前回質問した昨年九月同様にドジャールブルーで、背番号十七番大谷翔平、議席番号十七番大崎光明、言うまでもなく期待度は段違いであります。一人でも私に期待してくれる人がいてくださる限り、行動指針「八戸起点主義」、そして、人口減少対策においては選択と集中を基本とし、新しい青森県を思い描けるような質問をしたいと思います。

まず初めに、米作りを支える農業農村整備の推進についてです。

昨年夏から続く令和の米騒動と言われた米をめぐる混乱は、在庫、流通に備蓄米、米農家の減少など、様々な問題に関心が集まることとなりました。需要見通しが的確であったのか、事態への対処の遅れ等の指摘がされていますが、基本的問題として、主食である米の安定供給を支える体制、つまりは米生産の立て直しが重要な課題ではないかと考えます。

国にとって国民の命を守ることは最優先事項であります。それには国をしっかりと守る防衛力、健康で充実した生活を送るための医療、そして、何がなくても食料がなければ命を守ることはできないわけで、食料安全保障面からも極めて重要と言えます。

このことを踏まえて、農業農村整備事業は、農業生産の効率化や農村地域の安全性確保、地域経済の活性化や農家の生活向上に寄与する施策であり、継続性が必要な事業と言えます。

継続性において一点申し上げておくべき事実として、平成二十一年の政権交代による新規投資の抑制や大規模公共事業の見直しによる事業予算が半減したということがあります。平成二十四年度には二千八百八十七億円まで減少した状況から、令和七年度は補正を含めて六千五百億円

にまで復活したものの、予算全体から見れば、一度大幅に減額した当初予算は、簡単には戻すことが難しいという現実であります。一時的な盛り上がりで実行されたことであっても、その影響は長きに及ぶこと、一朝一夕には完結できない事業であり、地道にでも継続性を持って進めることの重要性を述べて、質問いたします。

まず、県の農業農村整備事業の取組状況と予算の推移について伺います。

次に、農業の基盤を整備する事業の中でも、農家減少や競争力強化に対応した圃場の大区画化等は重要と考えることから、生産性向上に有効な圃場整備にどのように取り組んでいくのか伺います。

次に、再生可能エネルギーの導入促進についてであります。

再生可能エネルギーの導入を促進、規制する地域をゾーニングする自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例の運用が開始され、規制を背景とした計画中止が明らかになりました。エリア分けと課税セットの政策は規制の印象が強く持たれるとの懸念もありましたが、事業化の相談も増えているとのこと、結果的には事業者にとっても意見性が高まり、むしろ誠実な事業を促進する結果につながっているとも言えます。

一方、メガソーラーをめぐるのは、釧路湿原国立公園周辺の森林区域での建設工事中止を北海道が事業者に勧告するなど、環境破壊や景観悪化が懸念される事案が報告されました。浅尾環境大臣の自然環境との調和を図るため、地域の実情に応じた仕組みづくりが求められているとする会見の発言からも、青森県がスピード感を持って先進的に取り組んだ結果であると改めて感じるところでありました。

そして、青森県地球温暖化対策推進計画の目標年度となる二〇三〇年度まであと五年に迫ったこのタイミングで、意欲的に脱炭素事業に取り組む都道府県に対する複数年にわたる継続的な交付金採択を本県が受けたことは意義があります。条例にもある促進と規制、この事業におい

ても地域に価値を生み出し、再エネの受容性を向上させるよう、県が主体となって積極的に取り組む姿勢は評価したいと思います。

そこで、今年六月に国の採択を受けた地域脱炭素移行・再エネ推進交付金について、本県の事業計画の概要を伺います。

関連事業で、一昨年の佐井村による「日本で最も小さくかわいい漁村のゼロカーボンへの挑戦」漁村を基軸とした地域循環型プラットフォーム」と題した脱炭素先行地域づくり事業がありますが、県内の市町村における脱炭素関連の取組は、全国的に見ても低調ではないかと感じます。この事業で県が指導する形で、市町村をはじめ、事業者や個人に至るまで脱炭素の取組が加速され、二〇五〇年カーボンニュートラルに向けた道筋が示され、本県における仕組み、仕掛けづくりが成熟していくことを願います。

そこで、今回の事業採択を踏まえ、今後、県はどのように再生可能エネルギーの導入を進めていくのかお伺いします。

次は、里親等への委託の推進についてであります。

来月から小児科オンライン診療も試行され、こども・子育て「青森モデル」による社会の変革に期待します。少子化の一方で増加する虐待や育児放棄など、育てる環境の整わない子供たちへの課題も残ります。

昨年の中戸市での女児虐待死は記憶に新しく、その都度、若年妊娠や孤立といった背景を踏まえて、専門家からは社会的支援の不足が繰り返して指摘される現状に虚しさを感じます。少子化だからこそ授かった大切な命を広く社会全体で育てる意識が高まり、里親等の意義を再認識し、問題解決の一つのステップとなることを願い、質問させていただきます。

まず、里親等への委託の推進に関する児童福祉法改正の経緯について伺います。

里親制度は、育てられない親の代わりに一時的に家庭内で子供を預かって育てる仕組みであります。里親との関係に法的な親子関係はありま

せん。ちなみに、養子縁組は、民法に基づいて法的な親子関係を成立させている制度であり、養親がこの親権者になります。養子縁組には二種類あり、普通養子縁組は跡取りなど成人にも広く使われますが、特別養子縁組は、保護を必要としている子供が実子に近い安定した家庭を得るための制度であります。

私は、幼児教育の重要性を学ぶ中で、生後から幼少期に適切な養育がなされないことによる愛着障がいという症状を知りました。里親が迎える子供も例外ではありません。そのことを踏まえれば、幼少期の早い段階ほど里親等への委託がより重要になると考えます。

そこで、本県における三歳未満の子供の里親等委託の状況について伺います。

昨年、里親支援センターが弘前市に開設されたとの記事を拝見しました。国も里親委託を推進するため、今年度、全国に里親支援センターを開設できるように制度を整えたとのことであります。事情によって親元で暮らせない子供の多くが児童養護施設や乳児院で生活している現状を踏まえ、一人でも多くの子供たちの成長により影響を与えられればと願います。

そこで、県は、里親等委託の推進に向けて、今後どのように取り組むのか伺います。

このテーマは、非常に繊細かつ児童相談所の現状や苦労を考えれば、決して簡単でないことは承知します。それでも、子供へ投資する「青森モデル」を掲げるからこそ、側面的な考え方としてこのテーマを捉え、子供の利益、福祉を守ることが目的だと見定め、他県での実例、さらに言えば、特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託、いわゆる愛知方式と呼ばれる赤ちゃん縁組から学び、本県においても検討する機会につながることを願います。

次に、青森県立保健大学における県内就職に向けた取組についてです。

県立保健大学は、青森県の保健・医療・福祉分野における高等教育機関として大きな役割を担うものであります。ただ、現状として、日本の十八歳人口は、昭和四十一年の約二百四十九万人をピークに、令和六年には百六万人にまで減少し、令和二十三年には七十一万人にまで減少することが予測されています。減少率二〇％以上の全国七県のうち、本県を含む四県が東北と特に深刻で、入学者数への影響も懸念されます。

一方で、過去十年間の本県の大学と短大への進学率の推移を見ると一〇・一ポイント増とあり、全国平均を上回ります。さらに、東北における県内大学の入学者数のうち、県内高校出身の大学入学者数の割合、いわゆる地元残留率の推移を見ていくと、青森県は、東北の中では宮城県に次いで高く、これは伸び代ありと期待を膨らませて、二点伺います。

一点目として、県内・県外出身別の入学者の状況について。

二点目として、県内出身である卒業生の県内就職の状況について伺います。

そして、地域包括ケアシステム等が重要性を増す中、保健・医療・福祉分野全体で地域に貢献できる人材育成が期待されることから、県内就職、定着の取組は重要と考えます。

そこで、卒業生の県内就職に向けた取組について伺います。

次は、プロスポーツの振興についてであります。

先月、J2昇格を目指して首位を走るヴァンラーレ八戸の応援に松本市まで行ってまいりました。目的は、J3の中でも熱いサポーターと集客力で知られる松本山雅の中でアウェーの雰囲気味わうこと、そして、収容人数二万人のスタジアムの見学でありました。事前に聞いていた一人には届かなかったものの、サポーターが八千人を超える会場の雰囲気と、ヴァンラーレのホームとは雲泥の設備の差のスタジアムには圧巻でありました。地域プロスポーツに秘められた大きな可能性を感じつつ、八戸市に戻ってまいりました。

そこで、青森県を本拠地に活動するプロスポーツチームの現状について

てお伺いします。

プロスポーツチームは、雇用の創出や地域ブランドの向上、観光業の促進にインフラ整備といった経済の活性化など、地域経済の重要なエンジンにもなり得ます。プロスポーツが単なるエンターテイメントとしてだけでなく、地域の文化やアイデンティティーを形成し、地域社会がプロスポーツチームをどのように活用、発展させるかという点が地域の今後の成長にも大きく関わることから、自治体も積極的に関わるべきと考えます。

そこで、プロスポーツを通じた地域活性化が重要と考えますが、県の見解を伺います。

次に、災害備蓄の整備についてであります。

まず初めに、災害支援体制、特に備蓄については、国は自治体の備えを促すにとどまらず、もつと国主導で進めるべきと考えます。

イタリアの災害支援体制を少し紹介します。防災センターが各県に設置され、ほぼ同じ基準で地域格差なく災害用備蓄や設備が整備されています。県は、今年度から、調達費用抑制の観点から共同調達を考えているようですが、これは、県内の避難所格差が生じにくくなるということにもつながると考えます。また、避難所設置場所などの決定は市町村という点は日本もイタリアも共通であります。被災地自体が頑張るのではなく、近隣の県や市町村が支援する体制、つまり、横の連携をすぐに生かせる仕組みが日本と大きく違っています。いずれにしても、災害備蓄の整備における役割分担は、災害規模や特性に応じた柔軟な対応が必要になるものの、県と市町村がそれぞれの責任と役割を明確にすることが重要と考えます。

そこで、県と市町村の役割分担の考え方について伺います。

災害備蓄指針は、自助、共助によることを基本とし、公助はそれを補完するとし、国のプッシュ型支援や物資の流通が確保されるまでの三日間を想定して役割を担うとあります。その上で、県と市町村は連携して

着実に補完できるよう、プッシュ型支援八品目について、先ほど申し上げた共同調達で、県としてもその充実を図るための支援をしていくものと理解します。

災害備蓄指針において、備蓄品目や保管場所等の見直しも行われました。従来の必要最低限の四品目のうち、毛布については冬季の必需品であります。特に、より多くの設備と労力が必要となる冬季災害においては、発災直後の初動はシンプルで充足できるものがよいと考え、毛布の質について、私も三月の予算委員会においてもやり取りさせていただきました。

県がまとめた「Aomori防災・減災強化Action Program」の自助、共助の力をしっかりと補完する公助とするためにも、限られた予算の中で冬季の対応だからこそ新たな視点も必要と考えます。

そこで、厳冬期に備え、暖房や防寒に優れた備蓄品を整備する必要があります。と考えるが、県の認識と取組を伺います。

次に、青森県立郷土館整備検討会議についてであります。

今月十九日に意向調査の結果が示されました。三市とも、それ以前に誘致を表明し、誘致合戦の様相や公の場での意向調査に疑問を呈する声が報じられました。心配してのことと推察しますが、私は、従来型の水面下での調達による曖昧さからくるフラストレーションを考えれば、むしろ好意的に受け止めたいと思います。単なる競争として捉えれば、そうした懸念にもつながるのでしょうが、大切なのは、今回の議論を契機に、それぞれの地域が青森県の魅力をより効果的に、それも最大限に発信できる可能性をそれぞれが客観的に探る新たなアプローチとして理解したいと思えます。

平成の大合併から二十年の特集記事の連載から、改めて人口減少対策について考えさせられました。自治体間競争や市町村や地域の再編が指摘される中、人口減少対策総合研究所の河合雅司理事長は、多くの市町

村がそれぞれの自治体の中だけで物事を考える癖がついてしまっている、人口減少社会に対応するには、こうした意識をいかに打ち破れるかが問われると指摘しています。移転をめぐる報道や一連の発言にもこの指摘を思い出しました。

それでも、地元八戸市には県立の文化施設がない現状は別としても、県内の国宝全てが八戸市にあるということは客観的事実として申し上げます。

新たに県立の博物館をつくるわけですから、現存する各博物館との連携を踏まえることは重要と考えます。八戸、弘前両市は市立の博物館があります。青森市にも市立の冠はつかなくとも博物館が存在します。こうした博物館は、地域の文化や歴史を伝える重要な役割を果たしており、協力関係を深めることはもちろんのこと、教育プログラムの共有や開発、デジタルの活用、何より地域振興としての連携が図られることによって、多方面にわたるメリットも期待できると思います。

そこで、これからの時代に求められる県立博物館の役割について、どのような内容が検討されているのか伺います。

最後に、犯罪被害者支援に向けた心理カウンセラーの運用についてです。

私が県議会議員になった令和元年、青森県犯罪被害者等支援条例が施行されました。また、この条例に基づき策定された推進計画は、今年度がその最終年度となります。

近年の重要犯罪等は増加傾向にあり、県内における凶悪犯罪も後を絶ちません。犯罪被害者は、直接的な被害のみならず、精神的ショックや体の不調、経済的困窮など多岐にわたり、かつ長期間苦しめられる可能性もあります。このような状況において、カウンセリングは平穏な日常生活を取り戻すためにも重要な支援と考えます。

こうした中で、県警察には、犯罪被害者や遺族に対してカウンセリングを行う心理カウンセラーが在籍していることを承知しております。警

察内部のカウンセラーは、被害直後から支援に入ることができ、早期にその他の支援につなぐコーディネートも可能となります。

一方で、こうした深刻な被害に真摯に向き合うカウンセラー自身の負担も考慮する必要があるかと思っています。複雑化する犯罪による被害者からの要望にも応じられるよう、男女のカウンセラーなど複数人の配置が望ましいものと考えます。

そこで、二点質問します。

一点目として、県警察の心理カウンセラーが行うカウンセリングの対象となる犯罪被害者の範囲と、最近三年間の被害者に対するカウンセリング実施状況について。

二点目として、県警察の心理カウンセラーを増員するなどしてカウンセリング体制を充実させるべきと考えるが、県警察の考え方について伺います。

以上をもって、壇上からの質問を終わります。

○議長（工藤慎康） 知事。

○知事（宮下宗一郎） 大崎議員にお答えいたします。

私からは、まず、生産性向上に有効な圃場整備にどのように取り組んでいくのかについてお答えいたします。

県では、令和六年三月に農業農村整備の中期的な推進方針として、青森新時代「水土里づくり」強化プランを策定し、生産力強化、防災力強化、地域力強化の三つを柱として事業に取り組んでおります。

その中で、令和六年度から五か年で千ヘクタールの水田を整備する目標を掲げており、関係者と対話を重ねながら、地域の営農構想の実現に向けて、着実に事業を実施してまいります。

私としては、圃場整備を積極的に推進することで、生産者の経営規模の拡大や生産コスト低減による所得向上を図るとともに、米の生産拡大を通じ、日本の食卓における青森県産米の存在感を高めていきたいと考えております。

続きまして、県はどのように再生可能エネルギーの導入を進めていくのかについてお答えいたします。

令和四年度の本県の温室効果ガス排出量は千三百七万トンと、前年度、令和三年度から四・八％、基準年度である平成二十五年度から二四・八％の減少と、今のところ順調に減少しております。

この傾向を維持していくためには、青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生制度の円滑な運用による再生可能エネルギーの導入拡大や省エネルギー対策の推進など、様々な取組を進める必要があります。

今回採択された取組は、県内の住宅や事業者への太陽光発電設備等の加速化につながるものであり、こうした機運の醸成が再生可能エネルギーの導入拡大、温室効果ガス排出削減、その先の二〇五〇年カーボンニュートラルにつながるものと考えております。

続きまして、青森県立保健大学における卒業生の県内就職に向けた取組についてお答えいたします。

県立保健大学では、令和三年度の看護学科の入学生から、県内で地域医療に従事しようという強い意思を持つ学生を受け入れるために地域定着枠を設け、在学時における県内医療機関の看護管理者との交流会開催やインターシップの機会の提供などの支援を行っております。

地域定着枠の第一期生五名は本年三月に卒業し、県内医療機関に就職したところであり、大学では、この五名が今後、急性期から回復期、慢性期、在宅医療までを段階的に経験し、地域で求められる看護職員となれるよう、地域の医療機関と連携しながら、卒業生へのフォローアップを継続してまいります。

続きまして、青森県を本拠地に活動するプロスポーツチームの現状についてお答えいたします。

現在、本県では、プロバスケットボールのトップリーグ「Bリーグ」に所属する青森ワッツ、三人制バスケットボールリーグ「3x3・EX

E PREMIER」に所属する「HACHINOHE DIME」、プロサッカーリーグ「Jリーグ」に所属するヴァンラーレ八戸FCのほか、アジアリーグアイスホッケーに所属する東北フリーブレイズ、以上四つのプロスポーツチームが県内を拠点に活動しております。

次に、プロスポーツを通じた地域活性化についてお答えいたします。

県内のプロスポーツチームは、地域への誇りの醸成や交流人口の拡大など、地域活性化に重要な役割を果たすとともに、県民が気軽に楽しめるエンターテインメントとして大きな可能性を持っております。また、子供たちにとっては夢や憧れの対象でもあり、県民の希望の光として、さらなる活躍を期待しているところであります。

プロスポーツは、人々に歓喜と感動をもたらすものであり、私としては、本県が目指す、若者が、未来を自由に描き、実現できる社会に向けて、県内の各プロスポーツチームや市町村などと連携、協力しながら、プロスポーツが持つ魅力と可能性を地域活性化に生かしていきたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（工藤慎康） 小谷副知事。

○副知事（小谷知也） 災害備蓄の整備における県と市町村の役割分担の考え方についてお答えいたします。

県では、青森県災害備蓄指針において、災害時に必要な物資の備蓄は自助、共助によることを基本とし、県民は最低三日分、推奨一週間分を備蓄することといたしております。また、市町村は、県民の備蓄物資が被災し、使用できなくなることを想定し、県民の備蓄を補完し、県は市町村の備蓄を補完することとしております。

このほか、避難所の運営に必要な段ボールベッドや暖房器具などの資機材については、市町村及び県が備蓄することとしております。

県では、市町村における業務の効率化や購入価格の低減等を図るため、今年度から市町村との共同調達を実施することとしており、引き続

き、当該指針に基づき、市町村と緊密に連携しながら、効果的、効率的な備蓄を進めてまいります。

○議長（工藤慎康） こども家庭部長。

○こども家庭部長（若松伸一） 里親等への委託の推進について三点お答えいたします。

まず、里親等への委託の推進に関する児童福祉法改正の経緯についてです。

社会的養護を必要とする子供が心身ともに健やかに養育されるよう、より家庭に近い環境での養育を推進するため、平成二十八年に改正された児童福祉法において、家庭における養育が困難または適当でない場合に、里親等への委託を優先して進める子供の家庭養育優先原則が明記されました。

また、同法において、都道府県が行うべき里親に関する業務が具体的に位置づけられ、都道府県は、里親等への委託の推進に向けて受皿となる里親等を増やすとともに、質の高い里親等による養育を実現するための包括的な支援を行うこととされました。

その後、令和四年の児童福祉法改正において、里親・ファミリーホーム養育者や里親委託された子供等が相談しやすい環境を整え、一貫した体制で継続的に里親等を支援するため、新たな児童福祉施設として里親支援センターが創設され、児童相談所等と連携して包括的な支援体制を構築することにより、里親支援を一層強化することとされております。次に、本県における三歳未満の子供の里親等委託の状況についてです。

本県では、青森県こども計画において、令和十一年度までに三歳未満の里親等委託率を七六％とする数値目標を設定いたしました。

これまでの実績は、令和五年度が一九・四％、令和六年度が速報値ですが、三三・三％となっております。

次に、里親等委託の推進に向けた今後の取組についてです。

県では、児童相談所と里親支援の経験が豊富な県内三か所の乳児院が連携して、里親の募集や里親への研修、子供を委託した里親へのフォロー等を一体的、包括的に行う里親養育包括支援事業を実施しております。令和六年四月には、乳児院一か所を里親支援センターとして設置認可し、支援体制を強化しております。

また、県では、令和四年度から県内六か所の児童相談所に里親養育支援児童福祉司を各一名配置して、乳児院や児童養護施設等の関係機関と連携して里親に対する支援を行っております。

今後、これらの取組を継続し、里親の普及啓発から里親等委託措置解除後における支援までの一貫した里親等支援体制を全県的に構築するため、里親支援センターの設置促進に取り組むとともに、関係機関が連携して里親等委託率の向上に向けて取り組んでいきます。

○議長（工藤慎康） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の本県の事業計画の概要についてお答えいたします。

今回、国に採択されましたGX青森アクセラレーション事業では、県民や事業者の太陽光発電設備や蓄電池の導入を支援するほか、県の未利用県有地に太陽光発電設備を設置することとしております。

本事業により、五年間の事業期間を通じて、県内の住宅や事業所への太陽光発電設備等の導入を集中的に行うとともに、導入促進に当たりましては、市町村はもちろんのこと、金融機関や商工団体等と連携しながら、再生可能エネルギーの導入の機運を高めていきたいと考えております。

○議長（工藤慎康） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 御質問二点についてお答えいたします。

青森県立保健大学における県内・県外出身別の入学者の状況についてお答えいたします。

青森県立保健大学の過去三年間の入学者は、令和五年度が二百二十九人で、うち県内出身者は百二十六人で五五・〇％、県外出身者は百三人で四五・〇％、令和六年度が二百二十七人で、うち県内出身者は百二十六人で五五・五％、県外出身者は百一人で四四・五％、令和七年度が二百二十七人で、うち県内出身者は百三十六人で五九・九％、県外出身者は九十一人で四〇・一％となっています。

十八歳人口が減少する中においても、募集人員に応じた入学者を確保しており、県内出身者の割合も増加傾向にあります。

次に、県内出身である卒業生の県内就職の状況についてお答えいたします。

青森県立保健大学卒業生の県内出身者の過去三年間の県内就職の状況は、令和四年度が六十七人で五六・八％、令和五年度が六十二人で五七・九％、令和六年度が八十二人で五九・九％となっており、県内出身者の県内就職率は上昇傾向にあります。

○議長（工藤慎康） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 県の農業農村整備事業の取組状況と予算の推移についてお答えいたします。

県では、今年度、青森新時代「水土里づくり」強化プランに基づき、生産力強化として、圃場整備を二十六地区、防災力強化として、農業水利施設の更新整備を十八施設、ため池の防災・減災対策を二十四地区で実施しているほか、地域力強化として、農業、農村の有する多面的機能の維持、発揮に向けた活動の支援などを行っています。

また、これらの取組を進める農業農村整備事業の一般公共事業予算は、当初予算と前年度の国補正分予算の合計で見ると、直近三か年では、令和五年度が約百七十億円、令和六年度が約百七十五億円、令和七年度が約百八十三億円と増加傾向にあります。

○議長（工藤慎康） 危機管理局长。

○危機管理局长（築田 潮） 厳冬期に備えた災害備蓄についてお答え

します。

積雪寒冷地である本県の地域特性や能登半島地震の事例を踏まえる
と、避難所における防寒対策は非常に重要であると考えています。

このことから、本県では青森県災害備蓄指針を見直し、暖房器具や保温性に優れた毛布の備蓄を進めることとしたほか、民間事業者と災害時
応援協定を締結し、必要に応じ、避難所に暖房器具や燃料を迅速に供給
できる体制を構築しています。

災害関連死の発生等を防ぐため、引き続き、避難所における生活環境
の向上に取り組んでいきます。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 青森県立郷土館整備検討会議において、これか
らの時代に求められる県立博物館の役割について、どのような内容が検
討されているかについてお答えいたします。

令和五年四月の改正博物館法では、展示、教育普及、資料収集・保存、
調査研究等のこれまでの役割に加え、地域の多様な主体との連携、協力
による文化観光その他の活動の推進を図り、地域の活力の向上に寄与す
るよう努めることとされています。

この法改正を踏まえ、検討会議では県立博物館の役割を検討してお
り、展示については、県内外からの来訪者が青森県の豊かさへの理解を
深めるとともに、自ら本県の魅力を発信したくなるよう、自然環境と歴
史、文化を融合させた総合的な展示を展開することなどが検討されてい
ます。このほか、教育普及については、出前授業や移動博物館の充実等、
収集・保存については、青森県の宝物とすべき資料の収集や適切な保存
環境の整備等、調査研究については、他機関と連携した取組等が検討さ
れています。

また、これらの役割を果たすことで、子供から大人まで楽しみながら
青森県の価値を理解し、誇りに思うことや、郷土館とその周辺にぎわ
うことなどが期待する成果として挙げられています。

○議長（工藤慎康） 警察本部長。

○警察本部長（安田貴司） 心理カウンセラーの運用に関する御質問のうち、カウンセリングの対象となる犯罪被害の範囲と、最近三年間の被害者に対するカウンセリングの実施状況についてお答えいたします。

県警察の心理カウンセラーが行うカウンセリングの対象は、特に罪種の限定はなく、犯罪及びこれらに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為による被害を受けた方などです。最近三年間では、令和四年度は十五人に対し、延べ六十一回、令和五年度は十三人に対し、延べ五十六回、令和六年度は二十三人に対し、延べ七十八回のカウンセリングを実施しております。

次に、県警察におけるカウンセリング体制の充実に関する考えについてお答えいたします。

近年、犯罪被害者等からのカウンセリングの実施要望が増加するなど、心理カウンセラーの負担が大きくなっていることから、県警察では、令和八年度に心理カウンセラー一名の増員ができるよう、本年、選考採用試験を実施したところです。

また、メンタルヘルスに関する専門的知識、技能を有する部外の有識者をスーパーバイザーに委嘱して、心理カウンセラーに対する必要な助言、指導をいただくなどのサポート体制を構築しております。

県警察では、犯罪被害者の負担軽減のため、引き続きカウンセリング体制の充実を図ってまいります。

○議長（工藤慎康） 大崎議員。

○十七番（大崎光明） 御答弁ありがとうございます。何点が要望と質問をさせていただきたいと思います。

まず、里親等への委託の推進についてでございます。

先ほど三歳未満の委託の状況について御答弁いただきましたけれども、詳細に伺えればと思います。

ゼロ歳児の里親等委託の過去三年間の総数について、まずお伺いしま

す。

○議長（工藤慎康） こども家庭部長。

○こども家庭部長（若松伸一） 県内の児童相談所が行ったゼロ歳児の里親等委託の総数は、過去三年間で八件となっております。

○議長（工藤慎康） 大崎議員。

○十七番（大崎光明） ありがとうございます。私がこの件について理解を深めたのが、頻繁に報道される児童虐待、特に乳児の遺棄事件等の報道からでございます。違和感がちよつとあるなと思ったのは、事件として報道されるものの多くが、なぜか罪に問われるのは女性だけというのが現状であります。基本的に一人で子供が授かるわけではありませんので、何か違和感を感じながら、そして、児童虐待で死亡するのはゼロ歳、ゼロか月児が最多という事実、さらに七割が三歳未満ということでありましたので、こういう質問をさせていただきました。

加えて、愛着・絆形成の視点から、生まれてすぐの三か月間が最も重要だという脳研究者の指摘もあるということから赤ちゃん縁組というお話を実はさせていただきました。

そこで、ゼロ歳児の特別養子縁組を進めるべきと考えますが、県の見解をお伺いいたします。

○議長（工藤慎康） こども家庭部長。

○こども家庭部長（若松伸一） 県では、社会的養護を必要とする子供について、里親等委託や特別養子縁組が必要と判断した場合は、子供や保護者の意向や状況等を踏まえた上で、速やかに、スピーディーに手続を進めるということが重要であると考えております。

したがいまして、こういったことも踏まえまして、ゼロ歳児の里親等委託及び特別養子縁組につきましても、引き続きしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

○議長（工藤慎康） 大崎議員。

○十七番（大崎光明） 壇上でも申し上げましたけれども、これだけを

積極的にという意味ではないんですけれども、本当にあらゆる手段をと
いう一点から質問させていただいたと御理解いただければと思います。

県が開設したにんしんＳＯＳ青森というのが今年で二年になると承
知しております。予期せぬ妊娠に向き合う方々と、多忙ではあるとは思
いますけれども、児童相談所というのがしっかりと連携していただい
て、妊娠中からの女性への相談にも対応していただくということも必要
かと思えます。

児童虐待によるゼロ歳、ゼロか月児の死亡の防止の一助になるという
こと、そして、予期しない、思いがけない妊娠、出産で苦悩する女性の
救済にもつながるのではないか。さらには、少子化ということで子供に
恵まれない夫婦が新しい家族をつくるきっかけにもつながるのではな
いか。赤ちゃん縁組は、早期に愛着関係を構築しやすいという意味で子
供にとってもプラスにつながる。そして、さらには養育困難、虐待など
のいわゆる世代間連鎖の予防にもつながるというようなメリットとい
いますか、特別養子縁組、赤ちゃん縁組で期待できることが考えられる
と思います。法改正で里親、養子縁組も業務としての明記というのはさ
れていますので、どうかパーマネンシーケアの考え方で愛知方式の積極
的な検討を強く要望していきたいと思えます。

次に、青森県立保健大学の取組について質問させていただきました。
壇上でも申し上げた地元定着率のデータからも分かりますように、県
立保健大学のこうした取組は実には大変重要になってくると私は考えて
おります。それは、国立は別としても、県内の高等教育機関、加えて高
校を卒業する若者の県内定着にも今後大きく影響を及ぼすだろうとい
う懸念からであります。

昨年二月に文科省主催の大学関係者対象の研修会で示された資料に
よりますと、令和五年度の私立大学の入学定員充足率一〇〇%未満の学
校が調査開始以来最多ということでした。県内の高等教育機関
が将来にわたって存続、発展していったほしいと願いますけれども、そ

のためにも、それぞれが中長期的なビジョン、戦略が求められるわけで
ありますけれども、それだけでは限界があるということも私自身思っ
ております。その中で、選択肢の一つとして、高等教育機関の公立化とい
うものもあるんだろうということを申し上げておきたいと思えます。

二〇〇九年に高知工科大学が私立から公立に移行されたのを皮切
りに、昨年二月の時点で十二校が公立化されております。公立化のメリッ
トは経営安定ではありますけれども、公立化した大学の志願倍率が高く
なって、その十二校全てが一〇〇%を超えた。入試倍率も全国で上昇し
ているという現状もございます。当然メリットばかりではなくて、広範
囲な地域からの学生募集ということで、地元入学者の減少、地元就職率
の低下という例もあります。だからこそ、先ほど質問したこの対応とし
て、まさに県立保健大学が実施する地域定着枠などがあって、大いに役
立てるべきだと思っております。

昨年十二月、中央教育審議会において、急速な少子化が進行する中
での将来社会を見据えた高等教育の在り方についての答申の中で、再編統
合とか、規模の適正化というのが盛り込まれました。地方において、高
等教育機関、公共団体、産業界が議論する協議体の設置も提唱されてい
るということも踏まえて、一点お聞きしたいと思いますが、青森県の地
域包括ケアを推進する上でも、県立保健大学における経験を踏まえて、
県内の私立大学と高等教育機関との連携というものを含めた幅広い議
論を進めていくべきと考えますが、知事の御見解をお願いいたします。

○議長（工藤慎康） 知事。

○知事（宮下宗一郎） お答えいたします。

医療・福祉人材の県内就職に向けては、県立保健大学のほか、県内の
私立高等教育機関においても、それぞれの特色を生かしながら人材育成
に御尽力いただいていると認識しております。県内の高等教育の今後の
在り方については、引き続き、関係者と意見交換してまいりたいと考え
ております。

以上です。

○議長（工藤慎康） 大崎議員。

○十七番（大崎光明） 最後に、プロスポーツの振興についてであります。

J2昇格まであと十試合。昨日の地元紙でもヴァンラーレ八戸が一面で報じられておりました。昇格となれば、Jリーグが定めた基準を満たす新たなスタジアムが必要ということになってまいります。バスケットもそうでありましても、地域スポーツの持つ可能性、特にJリーグのすごい点は、例えばチームサポーターをはじめ、観客へのホスピタリティといいますか、地域経済をつなぐ制度設計がしっかりできているということに大変驚かされます。

Jリーグの初代チエアマンであった川淵さんは改めてすごいなと感じるんですけども、地域クラブの試合開催が地域経済に与える影響として、宿泊、飲食、観光を例に挙げれば、現在ヴァンラーレ八戸が所属するJ3の平均入場者数は三千三百七十八人、J2で七千六百六十七人、J1だと二万三千五十五人と、強くなればなるほどその入場者数は増えていくわけでありましても、松本山雅において、チームのスタッフの方から聞き取りをさせていただいた際、J2を経験した中で、J2のアウトエーとしての来場者、つまり、ホームに来る相手方のサポーターの数というのがJ2の場合は大体千人ぐらいだというお話でございました。実際、JリーグYBCルヴァンカップで鹿島アントラーズが八戸市に来たときは約五千人ぐらいの入場者数があったということを考えれば、なるほどなと理解いたしました。シーズン中のホームでの試合を三十と考えれば、平均でいっても三万人ぐらいになってくるという話になります。

昨日あった朝市もそうでありますけれども、注目してほしいのは、宿泊、飲食等での来客、来八されるサポーターの日時が事前に特定、想定できているということは、地元の経済で準備する上においても非常に大

きなメリットだと思います。

地域の交流人口の成功の一例としては、YSアリーナ八戸があると思います。学生、社会人、海外からの合宿ということでの利用者増というのが新聞でも報じられましたけれども、試算によれば一億五千万円の経済効果ということで、建設当初は箱物行政と批判されて、アリーナの維持費に二億円も、そんなの無駄でどうするんだというようないろんな論戦があったのを記憶しておりますが、後に評価されたものの、私はしっかり建設して、その先を見据えた戦略があったということで正しかったということは、あえてここで申し上げさせていただきたいと思えます。

なぜかという点、これは私の自慢でもないんですけども、当初、アリーナ建設の最初から、長くて三か月にも及ぶ大学のスポーツ合宿というのには注目して、これは八戸市にぜひ合宿の誘致を早期にすべきだというお話をしておりました。残念ながら途中で諸般の事情でかわずということになってしまったわけでありましても、現状、大学スピードスケート部の十四校、学連所属のうち、今七名が合宿に来ている。その連鎖で様々な合宿が広がって、今一億五千万円ということは、その当時集中的にそのことがなされていたら、もっと経済効果はあったんだろうなということで、少し悔しい思いをしております。

その意味で、令和四年度の八戸市の観光入込客数は約五百万人、八食センターが二百十万人ということで四割を占めるんですけども、YSアリーナ八戸で合宿する学生たちも美術館に行ったり、さらに最大の朝市ということも含めると、人流創出にポテンシャルがある地域だということをお話させていただきます。

そこで、先ほども県の見解をお聞きしたわけでありましても、改めてこういったスポーツのみならず、風土とか、カルチャーとか、総合的な形からきち々と考えてプロスポーツの魅力というのをしっかり見直していただきたい。その上で、改めて地域経済を牽引するエンジンとしてプロスポーツを活用した地域活性化に県ももっと積極的に関わっ

ていくべきと考えますが、知事の見解をお願いいたします。

○議長（工藤慎康） 知事。

○知事（宮下宗一郎） プロスポーツは、地域への誇りの醸成や交流人口の拡大はもとより、ファン同士のコミュニティの形成、にぎわいの創出、地元への経済効果など、様々な分野で地域活性化につながっていくものと考えております。

私としては、県内のＪリーグをはじめとする各プロスポーツチームとの連携による地域活性化に、より積極的に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（工藤慎康） 大崎議員。

○十七番（大崎光明） この人口減少社会において、私は壇上でも選択と集中というお話をさせていただきました。県立郷土館の整備についてもそうでありまけれども、それぞれがそれぞれの部署で責任を持って対応していただいているということでありますので、そのことをどうすればさらに次のステージに進めるかという意味で、横串を入れて総合的に考えていただきたいという思いで、知事ということで御答弁を求めさせていただきます。

各地域間で切磋琢磨するということは、壇上で申し上げましたように、郷土館についても私は必要だと思っております。その上で、競うのは県内ではなくて、ほかの都道府県だ、そこで青森県は勝ち抜かなければならない、その思いであります。そういった意味では、地域スポーツというのは、今を生きる我々よりも、その先に生きる子供たちに夢と希望を与えるものであってほしい。

そういうことで、最後に、スタジアム建設も含め、必要なものはいっぱいありますけれども、まずはＪ２の昇格に向けて、ヴァンラーレ八戸、一緒に頑張ろう、青森県全体で頑張るという機運を盛り上げてほしいし、皆さんにも応援していただきたいということを申し上げて、質問を

終わらせていただきます。

○議長（工藤慎康） 以上をもって本日の議事は終了いたしました。明日は午前十時三十分から本会議を開き、一般質問を継続いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後四時二十九分散会